

史跡横須賀城跡

保存管理計画策定報告書

昭和59年3月

大須賀町教育委員会

卷頭図版



横須賀城古図（国立国会図書館蔵）

序

横須賀城は天正六年に徳川家康の部将であった大須賀康高によって築城され、明治維新まで存続した城であります。「大須賀町」の町名は、その初代城主の名にも因るもので、南遠地方の唯一の城下町として発展してきた町の歴史的背景は今も町民の生活文化や経済の中に深く係わっており、横須賀城の存在は町の象徴であり誇りでもあります。

昭和56年5月8日史跡の指定を受けましたが、指定地内には工場や住宅地としてすでに開発された地域も含まれており、長期的な見直しのもとに、史跡の恒久的な保存を図らねばなりません。

この度、文化庁及び県の助成とご指導により、保存管理の基本の方針と今後のあるべき方向を提示した「横須賀城跡保存管理計画」が策定された事は、時宜を得たものでまことに喜ばしく存じます。

遠路を再度にわたくってご来町いただき、ご意見・ご協議を賜った専門委員の先生方、地元委員の方々、その他ご尽力いただいた関係各位に厚くお礼申しあげます。

なお、昭和57年度より、地元地域住民・関係機関のご理解と協力を得て、公有化を進めておりますが、本書を基本として文化遺産の保存と活用に努め、将来は「史跡公園」としての施設・環境の整備を図りたいと考えるだいります。

また、町民ひとりひとりが住んでいる風土を正しく知り、史跡の歴史的価値を理解し、城跡への関心を高めることによりいっそう計画が具体化し充実するものと信じますので、この計画がより多くの人々に十分理解されるよう心より念願し序文といたします。

昭和59年3月

静岡県大須賀町長 大石 高

例　　言

- 本書は、文化庁および静岡県の補助を受けて昭和57～58年度にわたり実施した、史跡横須賀城跡保存管理計画策定事業にかかる報告書である。
- 横須賀城跡保存管理計画の策定には、策定委員を委嘱した。また、事業の関係者は下記の通りである。

策 定 委 員	斎 藤 忠	(大 正 大 学 教 授)
	小 和 田 哲 男	(静 岡 大 学 助 教 授)
	高 渕 要 一	(奈 良 国 立 文 化 财 研 究 所) (平 城 宮 跡 発 掘 調 査 部)
	大 石 六 明	(町 議 会 議 長) (横 須 賀 城 跡 保 存 推 進 委 員 長)
	戸 塚 康 雄	(町 議 会 議 員) (横 須 賀 城 跡 保 存 推 進 副 委 員 長)
	土 尾 広 重	(横 須 賀 城 跡 保 存 推 進 副 委 員 長)
	泉 敬 常	(町 文 化 财 保 护 審 議 会 会 長) (横 須 賀 城 跡 保 存 推 進 委 員)
	松 浦 源 一	(横 須 賀 城 跡 保 存 推 進 委 員)
文 化 庁	伊 藤 正 敏	(記 念 物 課 ・ 文 部 技 官)
静 岡 県	平 野 吾 郎	(教 育 委 員 会 文 化 課)
大 須 賀 町	大 石 高	(町 長)
	伊 藤 勉	(助 役)
	村 松 祐 次	(教 育 委 員 会 教 育 長) (昭 和 58 年 9 月 任 期 溢 了)
	伊 藤 正 一 郎	(教 育 委 員 会 教 育 長) (昭 和 58 年 10 月 新 任)
	杉 山 平 一	(教 育 委 員 会 事 務 局 長)
	松 本 すが子	(教 育 委 員 会 社 会 教 育 主 事)

- 本書の執筆分担等は、次のとおりである。

第 1 章 斎 藤 忠 第 2 章 小 和 田 哲 男
第 5 章 1・2 高 渕 要 一 第 5 章 3 高 渕 要 一・策 定 委 員 会

上記以外については、斎藤委員・文化課・静岡県教育委員会文化課の指導を受けて、大須賀町教育委員会が作成した。

なお、本書に用いた挿図図版については、文化課分室内田陽子が清書した。また本書の編集には文化課の平野吾郎・及川司があたった。

目 次

巻頭図版（カラー）横須賀城古図（国立国会図書館蔵）

序

例 言

保存管理計画策定事業の経過

第 1 章 総 論	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の基本	1
第 2 章 横須賀城跡－歴史と現況－	4
1. 城の沿革と城主歴代	4
(1) 大須賀康高による築城	4
(2) 正保元年・寛文四年の修築	6
(3) 宝永地震後の修築	8
(4) 廃城と城地払下げ	8
(5) 城主歴代	12
2. 造構の現状とその史的価値	14
(1) 本丸	14
(2) 西の丸	14
(3) 北の丸と松尾山	15
(4) 上の丸	15
(5) 三の丸	16
(6) その他の遺構	16
3. 城の特徴および性格	16
(1) 中世城郭と近世城郭の併存	16
(2) 両面の城	17
(3) 「砂上の楼閣」	18
(4) 四層の大守閣	18
第 3 章 史跡指定の経過と現況	20
1. 史跡指定に至った経過	20
(1) 明治維新	20
(2) 高度成長期の破壊	20
2. 現況	22
(1) 地目別面積	22
(2) 所有者別面積	22

(3) 区別面積	23
(4) 現状変更件数	23
(5) 指定地内土地の明細一覧	24
第 4 章 保存管理計画	37
1. 基本の方針	37
2. 保存管理計画地域区分	37
3. 保存管理基準	37
4. 公有化計画	37
第 5 章 整備活用計画	39
1. 史跡の整備活用について	39
2. 城跡整備の基本的考え方	39
3. 横須賀城跡の整備	40
(1) 基本方針	40
(2) 第一次公有化地域の整備の進め方	41
付 載	
1. 横須賀城に関する文献・資料一覧（表）	56
2. 遠江国横須賀城址石垣と堀の一部調査報告書	59
3. 遠江国横須賀城址西堀発掘調査概報	62
4. 横須賀城払下げ入札記録	71

挿 図 目 次

第 1 図	位置図	2
第 2 図	城域拡大過程模式図	7
第 3 図	遠州横須賀城古図（名古屋市蓬左文庫蔵）	19
第 4 図	地形および城跡全体図	43
第 5 図	地域区分図 1	45
第 6 図	地域区分図 2	47
第 7 図	地籍・小字別図	49
第 8 図	遺構残存状態図	51
第 9 図	横須賀城跡実測図	53

図版目次

- 図版 1 横須賀城跡全景（航空写真）
- 図版 2 1. 横須賀城古図（森山一信筆）
2. 横須賀城古図（金田崔臥筆）
- 図版 3 1. 横須賀城古図（主闕合結記卷二）名古屋市蓬左文庫蔵
2. 横須賀城古図（本丸・三の丸部分拡大）国立国会図書館蔵
- 図版 4 1. 横須賀城跡遠景（南より）
2. 横須賀城跡遠景
- 図版 5 1. 本丸跡の台地
2. 天守台をのぞむ
- 図版 6 1. 西の丸跡の台地
2. 西の丸跡の台地
- 図版 7 1. 三の丸現況
2. から堀
- 図版 8 1. 二の丸跡現況
2. 西大手門跡
- 図版 9 1. 普門寺の入口に移築された大手門
2. 摂要寺に移築された不閉門
- ＜昭和49年度調査＞
- 図版 10 1. 調査地全景
2. 調査地の石垣と免掘された根太・そだ垣
- 図版 11 1. そだ垣施設
2. 石垣の下の根太と手前のそだ垣
- 図版 12 1. 幅2mのトレンチ
2. 石垣の一部
- 図版 13 1. そだ垣施設（たてにのびるもの）
2. そだ垣施設（石垣に添う横のもの）
- ＜昭和51年度調査＞
- 図版 14 1. 調査区全景
2. 堀の屈曲部と柵（しがらみ）
- 図版 15 1. 柵（しがらみ）
2. 柵（しがらみ）一部分
- 図版 16 1. 古い根太に打ち込まれた杭
2. 古い根太の接頭

- 図版 17 1. 矢立
2. 木・竹製品
- 図版 18 1. 明治五年御用留帳
2. 横須賀城払下げ入札記録(1)
3. 横須賀城払下げ入札記録(2)
- 図版 19 1. 横須賀城払下げ入札記録(3)
2. 横須賀城払下げ入札記録(4)
3. 横須賀城払下げ入札記録(5)
- 図版 20 1. 横須賀城払下げ入札記録(6)
2. 横須賀城払下げ入札記録(7)
3. 横須賀城払下げ入札記録(8)

保存管理計画策定事業の経過

横須賀城跡が国の史跡指定を受けたのは、昭和56年5月8日である。そして翌57年度から国・県の補助を受けて土地公有化が開始され、あわせて城跡の保存管理及び史跡としての整備・活用の基本的方針を定めるための、保存管理計画策定事業も実施されることになった。

まず57年度には、航空測量に基き1,000分の1現況図を作成し、58年度において保存管理計画を策定するために策定委員会を作り、8名の策定委員を委嘱した（例言参照）。

策定会議は4回にわたって開かれ、下表のような内容を検討し、協議を行なった。

保存管理基準の地区の性格と管理基準（規制）については、かねて大須賀町が作成し関係者に説明してある「A、B、Cの保存地区と保存以外の地区区分図」を原案とし、史跡のもつ意義の見直しや、保存管理の基本方向など、古絵図や文献、測量図等による学術的な再検討も加えて行なわれたが、基本的にはほぼ原案に基き作成したものである。なお、この間地元策定委員と議会第3委員会による検討会や、横須賀城跡保存推進委員会の了承を得た。

策定に係る会議

年・月・日	会議名	内 容
58年 7月 18日	城跡保存推進委員会	・策定事業について ・地元委員の選出
58年 7月 20日	第一回策定委員会	①史跡の概況と保存の経過 ②当面の管理計画 ③絵図、文献、現地調査
58年 9月 19日	第二回策定委員会	①史跡の特徴と性格 ②保存管理計画規制の内容、基本方針
58年 10月 30日	議会第3委員と地元策定委員との会議	・史跡の歴史的価値 ・保存管理基準
58年 12月 7日	第三回策定委員会	①保存管理計画、地区の性格と規制、地域区分 ②整備の基本的方針
58年 12月 16日	城跡保存推進委員会	・保存管理計画策定事業と管理基準について ・公有化事業 ・現状変更について
59年 1月 7日 11日	現 地 調 査	現地の遺構残存状況調査、古絵図との照合
59年 1月 30日	第四回策定委員会	①整備活用計画 ②報告書原稿のまとめ
59年 2月 27日	城跡保存推進委員会	・保存管理計画基準表 ・整備活用計画

第1章 総論

1. 計画策定の目的

横須賀城跡は1578年徳川家康の命を受けた大須賀康高によって築城されて以来、明治に至るまで20代にわたる横須賀藩主の居城として、長くこの地域の政治の中心であり、大須賀町の象徴的存在であった。

城は小笠山から張り出した丘陵の先端から海岸の砂堤列上にかけて築かれた平山城であり、かつては東西650m、南北350m範囲に堀をめぐらし、天守閣を始め各御殿がその偉容を誇っていたが、明治2年の廃城によって、その機能を停止するとともに、御殿を始め城内の各種の建物および城地は民間に払い下げられ、城地の大半は開墾され畠になり、さらに両側に作られた街道沿いは宅地となって、城の景観は大きく変化した。

しかし、この地域が東海道からはずれているという地理的条件によって地域開発の進行が比較的遅く、最近に至るまで堀、土塁等を含め城の遺構は、茶畠あるいは山林の中に比較的良好な状態で残っていた。

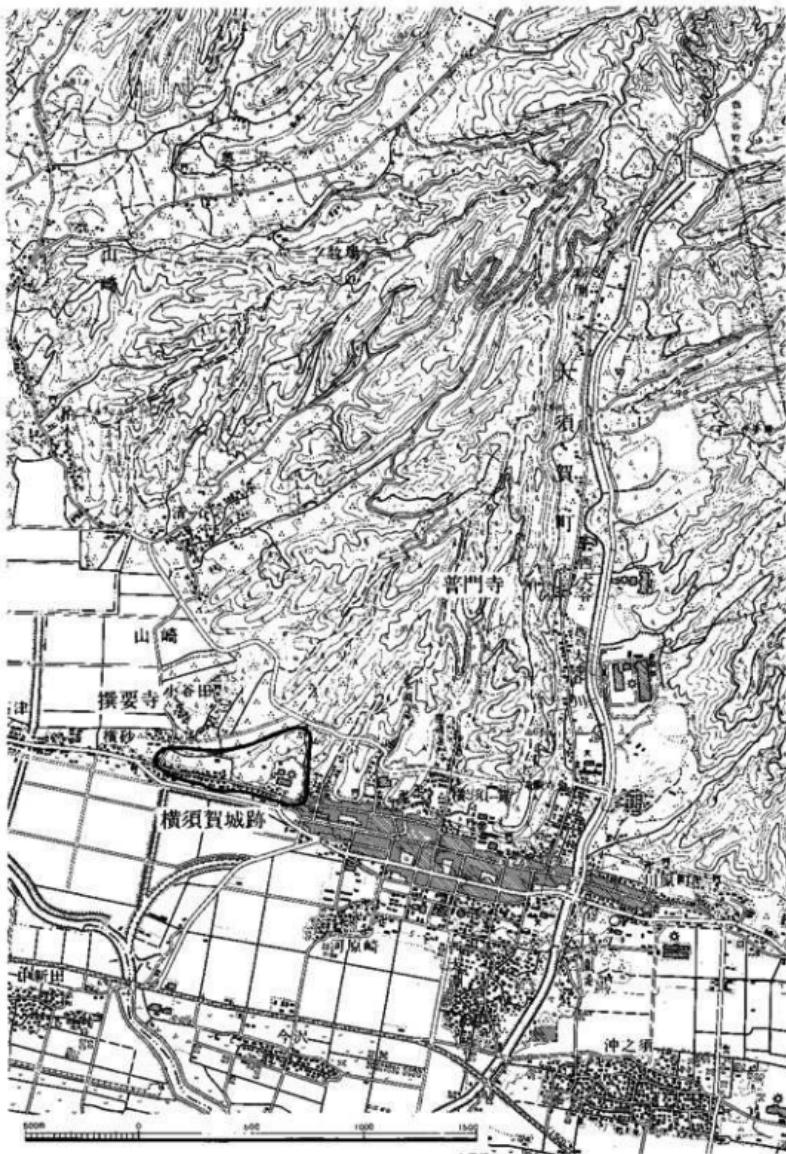
昭和40年代以後の経済成長の波は、静かであったこの地域にも押し寄せ、農業の近代化あるいは道路・水路の拡幅等の公共事業・民間の工場建設等が相次いでおこなわれることにより、城跡の保存あるいはそれを取りまく景観に大きな影響を与え始めた。これに伴ってこの地域の象徴ともいべき横須賀城を保存しようとする要望も強く、そうした動向を背景に大須賀町では城跡一帯16万坪余について史跡指定申請をおこない、昭和56年「国の史跡」に指定された。

史跡指定を受けた範囲は掘の内側を中心横須賀城のはば全城であるが、ここには山林・畠地のみでなく、先にも述べたように62戸の民家、あるいは三の丸には大規模な工場が建てられていること等活発な土地利用がおこなわれている。従って城跡の保存・管理には遺構の保存に併せ、城内の町家の生活上の要請をも充分考慮する必要がある。今回の保存管理計画は、ややもすれば相反して受けとられるがちの両者の要請の調和を図りつつ、横須賀城跡をこの地域を代表する城跡として適切に保存・管理するために、その基本方向を明らかにすることを目的とする。

2. 計画策定の基本

この計画は横須賀城跡の保存管理と将来実施される史跡としての整備および活用の基本の方針を定めたものである。又、すぐれた歴史遺産である横須賀城跡をその特性にあった保存管理と活用をおこなうと共にその整備は各々の特徴のみでなく、史跡としての普遍的性格をも有すべきであることを前提にし、以下の点を考慮してこの計画を策定した。

1. 横須賀城は掛川城、浜松城等とならぶ遠江では数少ない近世城郭であり、それは譜代小大名の居城として、この地域の政治・文化・経済の拠点であって、それにふさわしい規模と景観を有していたと考えられる。従って単に大名の居城としてのみでなく、譜代小大名あるいは旗本領・代官支配地が主体である遠江の代表的城跡としてその特性を理解し得る整備および



第1圖 位 置 圖

その保存と管理が必要である。

2. 横須賀城は大須賀町の出発点であり、その存在は地域に深く根ざしたものである。従ってその保存管理および整備に当っては、地域住民の城跡に寄せる愛情を尊重し、城跡への親しみを持つことができると共に、日常の生活を通じ充分活用し得る史跡として整備する。
3. 城跡にはすでに多くの住宅が建てられ町並を形成している部分があり、又、菜園・茶畠等多くの土地利用がおこなわれており、城跡遺構の保存と地域住民の生活との調和を図り、文化的生活環境の保全を通じて地域の振興に寄与する。
4. この計画は昭和56年史跡指定時に暫定的に定められた管理計画の上に作られており、基本的にはその構想を大きく変更するものではなく、今後の管理の基本になるものであるが、今後実施される整備あるいは社会情勢の変化に対応し、修正を加え計画内容の充実を図る。

第2章 横須賀城跡—歴史と現況—

1. 城の沿革と城主歴代

(1) 大須賀康高による築城

横須賀城の築城工事がはじまったのは天正六年（1578）3月のことである。天正六年といえば、徳川家康が、武田勝頼方になった高天神城（小笠郡大東町土方）を奪いかえすため、着々とその準備をしている時期であり、横須賀城築城も、まさに、高天神城攻めのための布石の一つであったのである。

はじめ、家康は、高天神城攻めの拠点として馬伏塚城（磐田郡浅羽町岡山）を修復し、家臣の大須賀康高を城主としたが、馬伏塚城では高天神城に遠く、本来の目的が達せられなかつたため、もう少し高天神城に近い所での城地選定にかかった。もっとも、そのとき、いきなり現在の城跡の地が選ばれたわけではなく、石津の八幡山や現在の権現寺の山も候補地となり、八幡山の方は早くも搔き上げの皆が築かれはじめたといふ。しかし、最終的には、家康の決断によって現在の城跡の地が選ばれたのである。

馬伏塚から横須賀へ城を移した理由は、ただ馬伏塚城が高天神城から距離的に遠かつたというだけではなく、もう一つの理由があった。それは城攻めのための物資輸送にかかるもので、「高天神記」は、「高天神の城甲州へ取られて浜松まで浜筋の道の押えなく、馬伏塚は引込過て、殊に海道の道筋へ出悪き城故、用に立たずと有て如此横砂へ張出し、城を築」いたと、看破している。つまり、浜筋（現在の国道150号線）の拠点として横須賀城築城がとりくまれたわけである。

ところで、ふつうには、築城工事がはじめられたのは天正六年で、家康が馬伏塚からの移城を決意したのもその直前であると考えられてきているが、実は、家康は、天正二年（1574）の高天神城落城直後から、横須賀に城を築こうと考えていたのである。たとえば、「王子権現由来記」にはつぎのようにみえる。

徳川家康公三州岡崎より当国浜松に御入城有て、甲州の持城、当国所々之凶徒を及出し、乱逆静り、三州・当国一統に御手に入ければ、当城築き給ふへきと御上意有て、御先手大須賀五郎左衛門尉に命し、城地見分として当地に御越有て、此の辺の形勢を見分し給ひ、其序に松尾山に登りて御覽有る處、投社要害能城地なれ共、社地と見えて、小社有れハ、神職を召出され、宮地の来居井に此辺の様子遂に御尋有ければ、神職謹て言上せし趣は、当社は往古、文武天皇の御願望に依る當國に熊野三社を遷し奉るや、其後年曆四百八十餘霜過ぎり、治承年中高倉院の御宇に當て、帝の王子故有て当地に落御有り、幾程なく御薨去ならせ玉ぶかゆへに、皇胤なれば速、御靈影を当社に遷し奉り、民家の氏神と崇め奉る也と委敷相演れは、五郎左衛門殿、此趣を被聞召、左もなき小社に見請たれとも、文武帝の御祈願と有れば年來久敷古跡成り、殊に又高倉院の王子御靈をこめ奉りしと有れば双方共に垂略には成りかたし、數百年の社地を破却して城地にせん事恐れ有れば、浄土を撰み、易地して城築より先きに宮殿を建立し、

(予)

遷座し当城の主護神と勅請すへしと、東西南北の町間を改め給ひ、当城の鬼門に當る小谷田の山を社地として王子権現の境内と定め置れ、所々見分の上、五郎左衛門殿ハ浜松へ御帰城也、頃ハ天正二年甲戌六月上旬より王子権現の作事初め、大工加藤常陸に仰て、首尾成就し、九月九日御遷宮なり。

これとほぼ同様な所伝が「横須賀三社縁起私記」にも載せられており、横須賀城の鬼門除けとして王子権現が祀られた経緯がわかるとともに、天正二年という時期が特に注目されるのである。

天正二年・三年・四年・五年というと、家康は三年の長篠の戦いをはじめ、織田信長との連合による各地の戦いにいそがしく、横須賀城築城がなかなか具体化しにくかったようである。ただ、「浜松御在城記」には、天正四年（1576）のこととして、「一、大須賀五郎左衛門康高ニ被仰付、横須賀ニ城ヲ御築被或候、出来、即五郎左衛門與寛助太夫ト被為入置候、横須賀、是ヨリ于今御城有之候、城近ニカサ山ト云所ニ、取手ヲモ被構之由、」と述べられており、天正四年築城という所伝があることは注目される。この天正四年に築かれた城が横須賀城そのものであったのか、同書にも出てくる小笠山の砦のことをいっているのかは明らかではない。

なお、「家忠日記」の天正五年（1577）七月三日の条によると、家忠は「よこすか取出場」まで行き、翌四日、取出（砦）普請の様子をみていることがうかがわれ、「横須賀の砦」といわれるものが築かれつつあったことがわかる。

それはともかくとして、ふつうには、築城工事は天正六年の三月二十一日からはじめられたと解している（「高天神記」では三月十一日とする）。高天神城を攻めるため足がかりの城であり、そのため本格的で大規模な工事は望みうべくもなかったろう。普請（掘や土塁などの工事）は必然的にしっかりやらざるをえなかつたが、作事（建造物等）はそう時間をかけているわけにはいかなかつたものと思われる。「横須賀三社縁起私記」に、「天正六年戊寅三月廿一日ヨリ城普請始り、浅羽馬伏塚ノ砦城ヲ引テ城築アリ、辰ノ年迄ニ大形出来ス、」とあるように、櫓や塔や居館などの建造物等は廃城となった馬伏塚城から移築して間にあわせたようである。また、それが戦乱中の城作りとしては当然の姿だったものと思われる。

なお、天正六年（1578）の大須賀康高による築城は同八年（1580）に一応の完成をみた。そのときの城域ははっきりしないが、高天神城攻めのための砦としての性格から考えると、松尾山を主郭としながら、のちの本丸・北の丸の部分まではなかつたかと考えられる。大須賀康高の段階で、横須賀城の全郭が完成したとみるのはまちがいである。

ところで、城が完成した翌年の天正九年（1581）三月二十二日、武田勝頼方だった高天神城が落城し、徳川家康方になった。家康があれほど欲しがっていた高天神城である。本来ならば、そこに誰か重臣を置いて守りにつかせるということになるのだが、家康は、せっかく武田方から奪還した高天神城を廃城にしてしまった。もはや、峻険な山城である高天神城のような城よりも、横須賀城のような、町・港・街道に近い平山城の方が有効であると家康が判断したのであろう。高天神城にかわって、横須賀城が、この地の軍事的・政治的拠点として認識されていったのである。

よく、「横須賀城は中世城郭と近世城郭との二つの性格をあわせもつてゐる城である」という

ようなことがいわれるが、大須賀康高が築城した横須賀城は、高天城攻めのための対の城であり、また繁の城であり、明らかに中世城郭として位置づけられる。もう少し厳密にいえば、天正九年の高天神城落城までは横須賀城は中世城郭であり、高天神城の落城によって、あらためて近世城郭として生まれかわったといつてもよいのではなかろうか。

なお、「横須賀三社縁起私記」に、

二代大須賀国千代丸八歳ニテ家督相続アリ、後松平出羽守忠政公ト号ス、此御代ニ天守ヲ立ツ、城ノ表向敵土居ノ上小藪ニテ堀モ水無キ極上ケ堀ナリ、谷口通リニ侍町ヲ立テ、城前ニ片平町モアリ、石津家中侍町立チ、町割モ定マリ、

とあり、二代大須賀忠政のときに、横須賀城に天守閣が建てられたことを伝えている。大須賀康高が没したのは天正十六年（1588）のこと、康高には男子がおらず、娘が家康の重臣で、「徳川四天王」とうたわれた一人に数えられている神原康政に嫁いでいたため、康政の子國千代丸を養子として、康高のあとをつがせて横須賀城主となつたのである。

しかし、この国千代丸（元服して忠政）は天正十八年（1590）、秀吉の小田原征伐後の移封によって家康が関東へ移ったため、国千代丸も上総の久留里城に移っていった。したがって、天守閣造営は天正十六年～十八年のこの期間とは考えられない。

のち、関ヶ原合戦後、忠政は再び横須賀城に入る所以、天守閣ができるほどの整備がなされたのは、慶長五年（1600）から、忠政が卒する同十二年（1607）までのことと考えられる。そのころは、また、全国的にみても天守閣構築ラッシュだったときで、その可能性は高いといえよう。しかし、残念ながら、そのときの天守閣などのどのようなものであったかがうかがわれるような記録は残されていない。

「王子権現山來記」に、忠政のとき、馬伏塚城の天守閣を横須賀城に移築したことがみえているが、馬伏塚城に天守閣があったとは思われず、この部分の記事は信用できない。もっとも、城門などは付近の廢城となった城から移築したものも多かったと思われる。同書によれば、西大手門は高天神城から、東大手門は馬伏塚城から移したとしている。もっとも、後述するように、西大手門を必要とする二の丸が構築されるのはだいぶあと、寛文四年（1664）のことなので、所伝のように、早くの段階から西大手門があったかどうかはすこぶる疑問である。

いずれにせよ、横須賀藩の政治・経済上の中心として、横須賀城が次第に整備されていった様子がうかがわれる。

（2）正保元年・寛文四年の修築

ついで、横須賀城の大改造が行なわれたのは正保元年（1644）春のこと、『横須賀三社縁起私記』に、

正保元年甲申春ヨリ足軽・中間・家中ノ人足、在各町ノ人夫ヲ以テ、城ノ惣堀ヲ掘セ、石垣屏ヲ築カセ、西大谷河原ヲ上ヨリ下ヘ深ク堀割ル、普請奉行ハ永田六左衛門知行三百石也、
とあるように、惣堀の掘削に着手していることがわかる。ふつう、惣堀というと惣構の堀、惣曲輪の堀の意に使われ、城と城下町の全体を包みこむ圍郭としての堀のことをいっているが、横須

賀城の場合、圓郭は構築されていないので、ここでいう懸掘というのは、単に外堀のことをいったものであろう。

つまり、正保元年、井上正利が城主の段階で、大がかりな修築が行なわれ、城地の拡大がみられたことがうかがわれる。

ただ、後述するように、このうち寛文四年（1664）の段階で、あらたに二の丸が築造されていることを考えると、この井上正利のときの懸掘というのは、西大手門の前、不開門の前の堀までは含まず、東大手門のあたりから西の丸を囲む形で西の丸および北の丸背後にまで及ぶ範囲だった可能性も考えられる。

そのような眼であらためて城の古図をみると、西の丸と二の丸間にある池状の遺構は、このときの西の丸までを囲む懸掘の名残りであったようと思えるのである。確かな史料がないため、まだ仮説ではあるが、井上正利の段階まで、すなわち正保二年（1645）の時点までの横須賀城というのは、本丸・西の丸・北の丸、それに三の丸までの範囲であったと考えることができるのでなかろうか。東大手門と西大手門とのちょうど中間部分にある堀の入り込み状況も、西の丸と二の丸の間の堀につながる形状をみせている。

したがってこの事実は、懸掘撤削以前の横須賀城の堀は現在の三日月池のラインと考えられ、井上正利の時代に城地が拡大されたことをも推測させるのである。三の丸は井上正利による拡張によって城地にとりこまれるようになったものであろう。

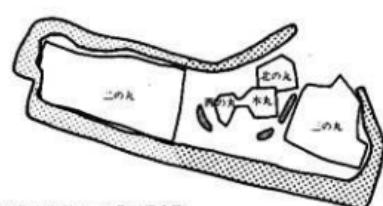
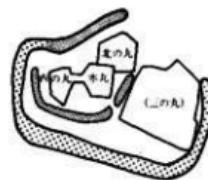
さて、それに続く大改造が行なわれたのはつぎの本多利長のときである。「横須賀三社縁起私記」に、

寛文元年辛丑年利長公人坂御勤番ナリ、
同四年御城内二ノ丸普請始マル、新規ニ
建ツ、同六年丙午年、石津平地ニナル、
高キ砂山ヲ両脇へ數日引平ケテ、町屋立
ツ、足絆町モ立ツ。
と記されているように、いよいよ寛文四年（1664）から二の丸の築造がはじめられたのである。五万石の大名にふさわしい本格的な城作りがはじめられたとみてよい。この工事によって、横須賀城は、現在みられる規模になったのである。

おそらく、二の丸の築造とともに西



初代人頭賀家高→10代井上正就



11代井上正利

12代本多利長→20代西尾忠萬

第2図 城城拡大過程模式図

大手門も築かれたのである。ふつう、城は防備の観点から門は少ない方がよいとされている。そのため、いざというときには土砂をつめ込んで門としての用途をなくさせる埋門などの手法がとられたりしているわけである。

横須賀城は東西に連なるいわゆる連郭式の城であり、東大手門一つだけでは城門として不便であり、比較的日常生活などで使われる二の丸用の西大手門が要求されたものと思われる。

(3) 宝永地震後の修築

宝永四年（1707）のいわゆる宝永の大地震は東海地方に大きな被害をもたらしたが、横須賀城にも大きな影響があった。特に、地震による地盤の隆起により、それまで直接海に面していた城だったものが突然内陸部の城となってしまったのである。

また、駿府城の石垣ですらかなり崩壊したほどの大地震なので建造物や石垣なども相当被害があったものと思われるが、残念ながら、どの部分がどのように崩れたのかを記したものは残されておらず、くわしいことは不明である。

ただ、幸いなことに、昭和50年7月から8月にかけて行なわれた城址西堀の発掘調査に際し、石垣が一度積み直されている事が明らかになったのである。

前述のように、西堀は二の丸をとりまく堀であるため、西堀の部分の堀と石垣は寛文四年（1664）の工事によってなされたものであることは明らかで、したがって一番最初に積まれた石垣はそのときのものとなる。おそらく、宝永の大地震によって崩れたため、宝永四年（1707）以降、そう年がたたない時期に積み直されたものであろう。その意味でも、発掘調査によって古い根太と新しい根太が出、積み直しの事が明らかになったことは収穫であった。

(4) 廃城と城地払下げ

慶應四年、すなわち明治元年（1868）、徳川龟之助（家達）が駿府城主となり、駿府藩ができるため、最後の城主である西尾忠篤は安房国花房に移封され、ここに天正八年（1580）以来の長い歴史をもつ横須賀城もついに廃城となった。

最後の城主西尾忠篤が城を明け渡すときに作成した「西尾忠篤守財産調出控」と題する貴重な記録がある。これは、現在大須賀町の所有で、町の指定文化財となっているが、廃城時の城の様子をうかがう上で不可欠なものといえる。

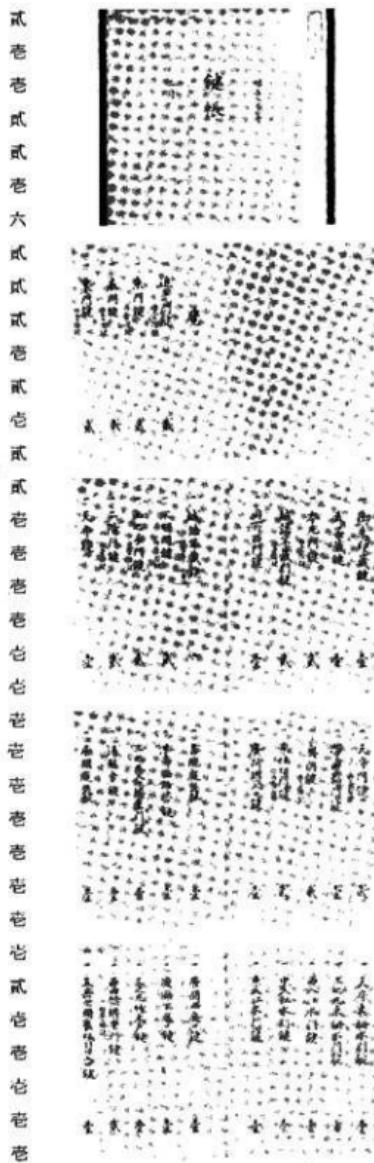
これは明治二年（1869）3月、西尾忠篤の家臣がまとめて引き継ぎ書類として作成したもので、中に、城内の鍵のある建物の鍵の数を調べあげた「鍵帳」が含まれているのである。つまり、これによって明治元年の廃城時に、横須賀城にどのような建造物があったかが一目でわかるわけである（鍵のある建物に限ってだが）。

以下に列挙しておく。

覚

一、 追手門鍵	内壇潜鍵	貳
一、 東門鍵	内壇潜鍵	貳
一、 表門鍵	内壇潜鍵	貳

一、	奥門鍵	内壱潜鍵
一、	御朱印藏鍵	
一、	武器藏鍵	
一、	本丸門鍵	内壱潜鍵
一、	城詰米蔵門鍵	内壱潜鍵
一、	同所西門鍵	
一、	城詰木蔵鍵 但壱番より六番まで	六
一、	不明門鍵	内壱潜鍵
一、	山之手門鍵	内壱潜鍵
一、	二階門鍵	内壱潜鍵
一、	天守鍵	
一、	大守門鍵	内壱潜鍵
一、	帶曲輪門鍵	
一、	奥門鍵	内壱潜鍵
一、	東仕切門鍵	内壱潜鍵
一、	広間塀人口鍵	
一、	書院庭口鍵	
一、	台所脇路次口鍵	
一、	三之丸人口塀重門鍵	
一、	湯殿人口鍵	
一、	居間庭口鍵	
一、	天守裏櫓水門鍵	
一、	二之丸裏櫓水門鍵	
一、	西入江水門鍵	
一、	中入江水門鍵	
一、	東入江水門鍵	
一、	居間西庭口鍵	
一、	渡廊下庭口鍵	
一、	三之丸竹木戸鍵	
一、	西曲輪塀近門鍵 内壱潜鍵	
一、	五岳之間裏板羽目入口鍵	
一、	同所西入口鍵	
一、	居間庭口塀内潜鍵	
一、	居間裏人口鍵	
一、	城詰米蔵西櫓水門鍵	



一、同所東櫓木戸鍵	老	老
一、同所中櫓水門鍵	老	老
一、不明門木戸鍵	内老潜鍵	老
一、石津東木戸井土蔵鍵	内老潜鍵	貳
一、会所門鍵	内老潜鍵	三
一、同所東人口鍵	老	貳
一、下台所門鍵	内老潜鍵	老
一、作事門鍵	内老潜鍵	貳
一、焰硝藏鍵		
一、拾六軒町木戸鍵	内老潜鍵	貳
一、石津西木戸鍵	内老潜鍵	貳
一、北之丸櫓水門鍵		
一、坂下谷口木戸鍵	内老潜鍵	老
一、坂下谷奥竹木戸鍵		老
一、製糞所鍵		老
一、奥庭口羽日入口鍵		老
一、町番所木戸鍵	内老潜鍵	貳
一、稽古場鍵		老
一、製糞所門鍵	内老潜鍵	貳
右之通御座候、以上		
西尾穂岐守家来		
巳三月 監察		

鳥居弥吉印

岡田勝治印

鈴木六藏印

この鍵帳によって、横須賀城に、幕末、どのような建物があったかがわかるわけであるが、天守閣をはじめ、城塙米蔵・武器蔵・焰硝蔵などの蔵、さらに追手門・本丸門・不明門などの諸門が建っていたことがわかる。これを国立国会図書館所蔵の絵図と対比させると、どこにどのような建物があったかの大体の見当がつく。

なお、もう一つ、大須賀町所蔵の「横須賀城払下げ入札記録」（明治5年御用留帳）も、幕末期の横須賀城の様子をうかがう上で重要な記録である。

これは、明治5年（1872）1月18日に民間に払下げられることになった城内の立木・石垣・建物をリスト・アップしたもので、建物の部分には、

建物之部

一、老番	大手門
一、式番	太鼓櫓



一、三番	二階門
一、四番	天守門
一、五番	本丸門
一、六番	天守台上之門
一、七番	天守
一、八番	米藏
一、九番	同
一、拾番	同
一、拾七番	同
一、十二番	米藏見張門
一、十三番	同入口門
一、十四番	中仕切門
一、十五番	裏門

但し是は左右長屋ヲ除キ、切取跡ハ中方見込入札之事

一、(十六番は欠)	
一、十七番	朱印藏
一、十八番	武器藏
一、十九番	西大手門
一、二十番	不明門

二丸建物

一、い印	玄関書院向
一、ろ印	奥座敷向
一、は印	部屋向
一、に印	長局共
一、ほ印	元台所向
一、へ印	孟宗蔵門
一、と印	天守台より米藏之間門
一、ち印	大手門米藏壺棟
一、り印	同東ノ方壺棟

(下略)

とあり、これらの建造物が払下げられたことがわかる。

このときの払下げによって、城内の建造物はあるいは移築され、あるいは取り壊されたのであるが、撰愛寺に不間門が、善福寺に書院が、本源寺に櫓手門が、普門寺に追手門が移築されたといわれている。このうち、追手門は、昭和19年（1944）の東南海地震によって倒れ、その後復元されることなく、今日にいたっている。

なお、町番所は、現在、大須賀町役場構内に移築されている。

(5) 城主歴代

前述のように、初代の城主は大須賀康高である。徳川家康の家臣として、はじめ馬伏塙城をまかされ、やがて横須賀城を築き、城主となり、天正十二年（1584）の小牧・長久手の戦いのときには家康軍の先鋒として羽柴秀次の軍勢を破ったが、追撃しすぎて、かえって秀吉の臣堀秀政の反撃にあって敗れている。康高は天正十六年（1588）6月23日没し、撰安寺に葬られた。

康高には女子が5人いたが、男子が一人もいなかったので、長女が嫁いでいた柳原康政の二男国千代丸を養子にしており、死後はこの国千代丸がわずか八歳で家督をついだ。国千代丸は元服して忠政と名乗るが、天正十八年（1590）、小田原征伐後、家康が関東へ移封されたのにともなって、この忠政も上総の久宿里城に移っていった。

かわって東海道筋には豊臣秀吉の家臣が封ぜられ、横須賀城には渡瀬詮繁（繁綱とも）^{わたせあさひ}が三万石で入った。渡瀬詮繁は關白秀次付きの家臣であったため、文禄四年（1595）7月の秀次事件に連座し改易となってしまった。

そのあと城主になったのは詮繁の家老だった有馬豊氏で、詮繁のときのまま三万石を領したのである。「横須賀三社縁起私記」に、「四代有馬豊氏三万石ニテ当城拝領アリ、文禄四年乙未七月入部ナリ、此時領内ヘ検地入テ、五千石餘打出ス、田地過リ百姓迷惑ス、」とあるように、ちょうど秀吉の太閤検地の一環としての文禄検地が行なわれたときであり、このときの苛酷な検地は、有馬豊氏の官途名をとって「玄蕃細」とよばれ、後世までいい伝えられたという。豊氏は豊臣大名であったが、慶長五年（1600）の関ヶ原の戦いのときには東軍に属し、関ヶ原では南宮山の毛利・吉川氏らを率いており、戦後の論功行賞では丹波福知山城へ転じていった。

そのあとに再び大須賀忠政が戻ってきた。豊臣系二大名の悪政のあとだっただけに、領民は忠政の入部を歓迎し、金谷・崎田まで出迎えに領民たちが群衆したという。もっとも、そうした記録が書かれたのが徳川の世であるから、豊臣系二大名の悪政をことさらに誇張したという側面もあったのであろう。この忠政のときに横須賀城に天守閣が建てられたことは前述した通りである。

忠政が慶長十二年（1607）に没したあと、子国千代丸（元服して忠次と名乗る）がわずか三歳であとをついだが、この忠次は、のち元和元年（1615）、上野館林に移封されていった。それは、館林城の柳原康政のあとをついだ康勝に男子がないまま急逝してしまったため、「徳川四天王」の一人とうたわれた柳原家の家名が絶滅してしまうことを心配した家康の配慮により、忠次が柳原家に入ることになったのである。忠次の父忠政が柳原康政の子だったという関係によるものであった。

そのあと、横須賀藩は駿府城主徳川頼宣領に組み込まれ、いわば駿府城の支城という位置づけで存続し続けたのである。大須賀忠次の家臣団は武田十左衛門（千三百石取）ら若干名が節林に召連れられていった以外はほとんどがそのまま横須賀城に残り、領内の支配はそれら残された家臣たちによって遂行されていったのである。

元和五年（1619）、徳川頼宣が今度は紀伊和歌山に転封となり、「横須賀三社縁起私記」に、

歴代城主

代	城主名	城主期間	墓地及び移封先	禄高
初代	大須賀五郎左衛門尉康高	天正8～天正16 1580～1588	摂要寺 62才没	3万石
2代	大須賀出羽守忠政	天正16～天正19 1588～1591	上総久留里(千葉県)へ移封	3万石
3代	渡瀬左衛門佐詮繁	天正19～文禄4 1591～1595	碓氷峠で切腹	3万石
4代	有馬玄蕃頃豊氏	文禄4～慶長6 1595～1601	丹波福知山(京都府)へ移封	3万石
5代	松平出羽守忠政	慶長6～慶長12 1601～1607	摂要寺 27才没	5万5千石
6代	松平五郎左衛門忠次	慶長12～元和元 1607～1615	上野館林(群馬県)へ移封	5万5千石
7代	徳川常陸介頼宣	元和元～元和5 1615～1619	和歌山へ移封	職選太守 50万石
8代	松平大觸守重勝	元和5 1619～1620	静岡市西福寺	2万6千石
9代	松平忠定	元和6～元和9 1620～1623	出羽上の山(山形県)へ移封	2万6千石
10代	井上主計頭正就	元和9～寛永5 1623～1628	本源寺52才没 老中	5万2千石
11代	井上河内守正利	寛永5～正保2 1628～1645	常陸笠置(茨城県)へ移封	4万5千石
12代	木多越前守利長	正保2～天和2 1645～1682	出羽村山(山形県)へ移封	5万石
13代	西尾隱岐守忠成	天和2～正徳3 1682～1713	龍眠寺 61才没	2万5千石
14代	西尾隱岐守忠尚	正徳3～宝暦10 1713～1760	龍眠寺72才没 老中	3万5千石
15代	西尾土正忠需	宝暦10～天明2 1760～1782	龍眠寺 74才没	3万5千石
16代	西尾隱岐守忠移	天明2～享和元 1782～1801	龍眠寺 56才没	3万5千石
17代	西尾隱岐守忠善	享和元～文政11 1801～1828	龍眠寺 63才没	3万5千石
18代	西尾隱岐守忠間	文政12～天保14 1829～1843	龍眠寺 47才没	3万5千石
19代	西尾隱岐守忠受	天保14～文久元 1843～1861	龍眠寺 41才没	3万5千石
20代	西尾隱岐守忠篤	文久元～明治元 1861～1868	安房花原(千葉県)へ移封	3万5千石

「横須賀ハ御藏入ニナル、御代官中野七藏支配ナリ、御城ノ番ハ駿州田中ノ城主六郷兵庫頭政乗勅ヲル。」とあるように、一時的ながら城主のいない城となってしまったのである。

もっとも、幕府の直轄領（天領）として代官支配が行なわれた期間はそう長くはなく、翌元和六年（1620）4月、松平重勝が二万六千石で下總関宿から入り、その子重忠のとき、元和九年（1623）に出羽上ノ山に転じていった。

ついで、その年、老中となった井上正就が一万石から五万二千五百石に増加されて横須賀藩主となつたが、正就自身は政務多忙で一度も横須賀城には入らなかつたという。そのころから、横須賀城は単に譲代大名の居城というにとどまらず、幕閣の居城としても意識されていった様子がわかる。

その正就は、寛永五年（1628）8月、江戸城中で目付豊島明重に切られて没し、嫡子正利が遺領をついだ。この正利のときに惣堀が掘られ、石垣塗が築かれているのである。

しかし、正利は正保二年（1645）に常陸笠間城に転封となり、かわって本多利長が三河岡崎城から入り、前述のように、寛文四年（1664）から二の丸部分の築造にかかり、今日の規模の横須賀城に仕上げているのである。ところが、利長自身は天和二年（1682）2月、幕政苛虐を理由に出羽村山へ一万石で諒封されていった。

かわって信濃小諸城から西尾忠成があり、以来、幕末まで西尾氏が世襲することになった。最後の城主が忠篤で、慶応四年＝明治元年（1868）、徳川龟之助（家達）の駿府藩の成立とともに安房花房に移封され、同地で廃藩となつたのである。

2. 遺構の現状とその史的価値

（1）本丸

城は東から三の丸・本丸・西の丸・二の丸が横にならび、本丸の北に北の丸が付属するという変形の連郭であり、東西の最長部分で約650m、南北の最長部分で約350mとなっている。

本丸は全体からみれば中央よりはやや東よりに位置し、文字通り、本城の中核部分であり、本丸へ通ずる道や段差などからも、最も防備的に意識されていた部分であった。本丸は東西約65m、南北約30mほどで、その東北部に一段高く（約2m）天守台が位置し、その部分の広さは東西約28m、南北約22mで、この城の最高地点である標高26mの松尾山を除けば城内最高所（南側の堀の水面からは約19mの比高をもつ）となっている。

天守台には天守閣が築かれ、本丸には各種古図からも明らかに本丸御殿があったが、その規模はあまり大きくなかったようである。天守閣については後に述べる。天守台および本丸の部分には、天守門・本丸門・天守台上之門などの諸門があった。

（2）西の丸

本丸の西に続く形で西の丸がある。ここは東西が約35m、南北が約53mで、高さは本丸と同じレベルの部分と、それをとりまく一段低い部分とからなつていて、本丸とともに大須賀康高が創築した部分と考えられているところである。

形態からいっても西の丸は本丸防備のための曲輪であり、古図などにも本丸と一体で描かれている。たとえば、国立国会図書館所蔵の絵図によれば、本丸・西の丸は区分せず、本丸・西の丸の2つをとりまく形で堀が設けられており、実体としては厳密な使い方はしていなかったようにも考えられる。規模は小さいながら西の丸御殿が建てられていたようである。

(3) 北の丸と松尾山

天主台の北側に位置するのが北の丸である。ここは東西・南北ともに約60mの規模で、形としてはちょうどおむすびのような格好をしており、松尾山と本丸以下をつなぐ平坦地となっている。前掲国立国会図書館所蔵の絵図によれば、4棟の建物が建てられていたことがうかがわれ、城全体としては裏手にあたることから、各種の倉庫（武器庫など）が建っていたものと推定される。発掘調査をすれば、その礎石が出てくるかもしれない。

なお、北の丸の東北に統いて松尾山がある。徳川家康および大須賀康高が城地を選定するにあたって、この横須賀城の地に白羽の矢をたてた一つの理由は、この松尾山の存在であったと思われる。むしろ、大須賀康高による天正六年（1578）から八年までの築城というのは、この松尾山の部分の城砦化が基本だったのではないかと考えられるのである。それは、「王子権現由来記」に、大須賀康高が城地見分のため当地を訪れ、「此の辺の形勢を見分し給ひ、其序に松尾山に登りて御覽有り、」ここが要害の地であることを知り、城地にしたといいうきさつが記されていることからも明らかである。

山頂には池があり、土堤も若干残り、曲輪状の遺構も認められ、中世城郭としての横須賀城の時代（前述のように高天神城落城以前）は、この松尾山の部分が横須賀城の中心であったと思われる。

この松尾山（別名敵應山あるいは敵追山とも）とその東北にある敵さい山とを区切る形で大きな空堀が存在する。これは上端部の幅が30mから40mほどにもおよぶもので、深さも崩土によって若干埋まった状態でも約15mはあり、まさに大空堀とよぶにふさわしい遺構である。

この空堀は、小笠山山塊の枝尾根の部分で横須賀城をたち切る役割を以て、戦国大名後北条氏や武田氏がよく用いた舌状台地を何本かの空堀で切って台地突端を城に使うという例に共通する手法である（例えば駿河では興国寺城、遠江では小山城などがその典型）。

つまり、敵さい山・松尾山のこのあたりに横須賀城の中世城郭としての姿が認められるわけである。また、その意味においても、敵さい山が敵に取られてしまっては横須賀城の価値が半減してしまうので、敵さい山までを含んだ地域まで城として意識し、何らかの防備がほどこされていたと考えられるのである。

松尾山の標高が26mなのに對し、敵さい山の最高所の標高は33mなので、戦国期、まだ高天神城を包囲している段階にあっては敵さい山が烽火台として用いられていた可能性も高い。

(4) 二の丸

前述のように、寛文四年（1664）、本多利長の時代に増築された部分である。東西約250m、南北約100mと、横須賀城の諸曲輪の中では最大の面積をもつ。もっとも、広い意味で二の丸と

よばれている部分は、三つの曲輪に分かれており、厳密な意味での二の丸、すなわち、二の丸御殿が建てられていたところは東西約140m、南北約100mの規模となっている。

その二の丸御殿の建てられていたさらに西側に一つの曲輪があり、各種古絵図などにも曲輪名は伝えられていない。また、その西側、すなわち不開門に近いところも一つの曲輪になっており、国立国会図書館所蔵図（陸軍省図）には馬屋が描かれている。

そして、この二の丸全体のための門として作られたのが西大手門であった。

(5) 三の丸

三の丸は本丸の東側に位置する曲輪で、松尾山の山ふところに入りこんだ平坦地を用いている。東西が約130m、南北が約140mで、その東南のはずれに太鼓櫓があった。そこが城下町に最も近い部分だったのである。国立国会図書館所蔵の絵図をみると、およそ5棟分の建物が建てられた様子が描かれており、建物の格好から推察すると、二の丸御殿が城主およびその家族の日常生活の場であり、三の丸の建物が藩政の中心、すなわち藩庁のあったところと考えられるのである。位置的には東大手門に一番近い。現在は一帯が富士電化の工場用地となり、横須賀城の中では最も変化のはなはだしい部分である。

(6) その他の遺構

その他、城をとりまく堀跡が残っている。内堀ともいいくべきものは、一部が「三日月池」として残るだけで、この部分は、長さが約30m、幅が約10mで、名前の通り、三日月状に半円形をした形で残されている。三日月堀の手法は駿国大名武田氏がよく用いたものとして知られているが、この横須賀城の三日月堀は武田氏の手によるものではなく、たまたま本丸の堀の部分を曲がって堀がめぐらされていた。そのカーブの部分が残ったものにすぎず、当初から三日月堀として築かれたものとは考えられない。しかし、横須賀城に内堀と外堀の二重の堀があったことを物語る貴重な遺構と思われる。

外堀としては、堀の南面、すなわち、県道袋井大須賀線に沿った部分が最も規模が大きかったところで、近年、残念ながら埋め立てられて民家が建ったりしてしまったため、往時の姿を完全には残していないが、一部、その姿をとどめている部分もある。

西側部分も水路工事によって改変されたが一部旧状を残し、城の背後にあたる北側部分も一部旧状をとどめている。

なお、二の丸にある用水跡も、城中の溜井遺構としては珍しい遺構ということができる。

※ 本節の各曲輪の広さについては、「遠江国横須賀城址調査報告書」(静岡県小笠郡大須賀町 文化財調査報告書第1集)「第1章 横須賀城址測量調査」のデータを参考にさせていただいた。

3. 城の特徴および性格

(1) 中世城郭と近世城郭の併存

最後に、横須賀城の特筆るべき特徴および性格についてまとめておきたい。まず第一は、横

須賀城が一つの城の中に中世城郭と近世城郭の二つをあわせもっているという点である。

前述したように、城の位置づけとしては、天正九年（1581）の高天神城落成前までは中世城郭的であり、それ以後、性格としては近世城郭であるが、近世城郭となった横須賀城に、依然として中世城郭が生き続け、利用されていたという点を特に重視したいと考えている。

ふつう、中世の城と近世の城の連続面および断絶面を考えると、たとえば、中世の一乗谷館が廃され、別な場所に福井城（北ノ庄城）が出来たというように、中世の城を廃棄して別な城地を選定するというケースが一つ。それと、たとえば江戸城のような、太田道灌時代・後北条氏時代の江戸城の位置に、その上に乗っかる格好で家康が近世江戸城を作ったというケースがある。この2つがごく一般的であるが、横須賀城の場合、中世の城の部分に増築する形で近世の城ができる上っていくというコースをたどっているのである。

しかも、この「遺構の現状とその史的価値」のところでも明らかにしたように、松尾山という完全な中世城郭部分をそっくりそのまま残しながら、大空堀というような中世城郭的な残滓を残しながら、近世城郭部分が拡大されており、その増築のすじ道も追うことができる珍しいケースではないかと考えられるのである。

（2）両頭の城

（1）の点とも密接に関係していくが、横須賀城が両頭の城であったということをきわめて特徴のことといえる。横須賀城が「両頭の城である」といわれるようになつたのがいつごろのことであるかは明らかでないが、すでに、享保二十年（1735）以前には成立していたとされる「横須賀三社縁起私記」にも、「城取ハ両頭ト云構ノ由ナリ」と記されているところをみれば、江戸時代の人々が横須賀城を両頭の城として意識していたことがうかがわれる。

ふつう、城に大手門（追手門とも）は1つである。大手の語を語源的にみていくと、追手であり、野戦などで敵とぶつかりあう正面のことをいった。やがて追手が語感のよい追手にかわり、大手の字も用いられるようになったわけである。つまり、城において、敵に向かって対する部分に築かれた城の正門が大手門であったわけで、それは1つであった。もっとも、三の丸大手門、二の丸大手門、本丸大手門というように、各曲輪ごとの大手門がある場合もあったが、城内と城外を区切る大手門は1つであるのがふつうだったのである。

ところが、横須賀城には東大手門と西大手門の2つがあった。横須賀城が両頭の城と意識されるようになった根底として、この2つの大手門があつたことが1つの理由であったと思われる。しかし、それだけではない。絵図を仔細にみていくと、本丸・西の丸・北の丸・三の丸の部分と、二の丸の部分とは明らかに切離されている。

つまり、たとえ、二の丸が落とされても、本丸の方の城で戦えるし、逆に、本丸部分の方が落されても、二の丸の方で十分戦えるというように配慮されて縄張りがなされていたのである。おそらく、二の丸部分を拡張するときに、それまでの西の丸までの部分に直接つなげず、別郭として構築されたものであろう。

中世では「一城別郭」などといって同様の手法をとる例があるが（高天神城などはその典型）、

近世城郭ではあまり例がない。

(3) 「砂上の楼閣」

砂上の楼閣といえば、いうまでもなく、「砂の上に建てられた高い建物のことと、基礎が非常に弱くて崩れやすいことのたとえをいう」(『新修ことわざ辞典』集英社)。横須賀城は、文字通り「砂上の楼閣」であった。

それは、宝永四年(1707)の大地震まで、海水が外堀の石垣をあらっていたことからも明らかで、横須賀城は、現状からは予想もできない海城であったのである。築城者は、砂の上に、ことわざでいうような「砂上の楼閣」にならないような城を築かなければならなかつた。それがいかに難事業であったかは想像するしかない。

ところが、昭和49年3月、外堀の一部が県営圃場整備事業にかかり、水路として掘削されるため、西大手門脇の外堀の一部が緊急発掘されることになり、「砂上の楼閣」が、どのような周到な準備のもとに構築されたかが明らかになってきたのである。

つづいて翌昭和50年7月・8月にも、同じく県営圃場整備事業の一環として、濛水防除の排水路が西堀(西火手から不開門までの堀)にかかることから、そこでも緊急の発掘調査が行なわれ、2つの発掘調査から、砂の上に城を築く技法の一端が明らかになった。

外堀の石垣は、直接海水の干満によってあらわれ、また、積み上げる土台部分は崩れやすい砂地であり、そこで、1つの方法として築城者は、堀の中央部にこぶし大いしその二倍ほどの栗石を敷きつめるという沈床工法を採用している。また、石垣の前の方、すなわち堀底になる部分に、砂の流失を防ぐためにそだ垣を設け、さらに、そのそだ垣をおおうように、粘土と松葉をまとめて砂をかためた駆き状の犬走りを約1m幅で設けているのである。そして、その犬走り状の歯とたち上がりの境目に根太をおき、その上に石垣を積んでいる。そこに築城者の智恵と工夫の足跡がうかがわれる興味深い。

(4) 四層の天守閣

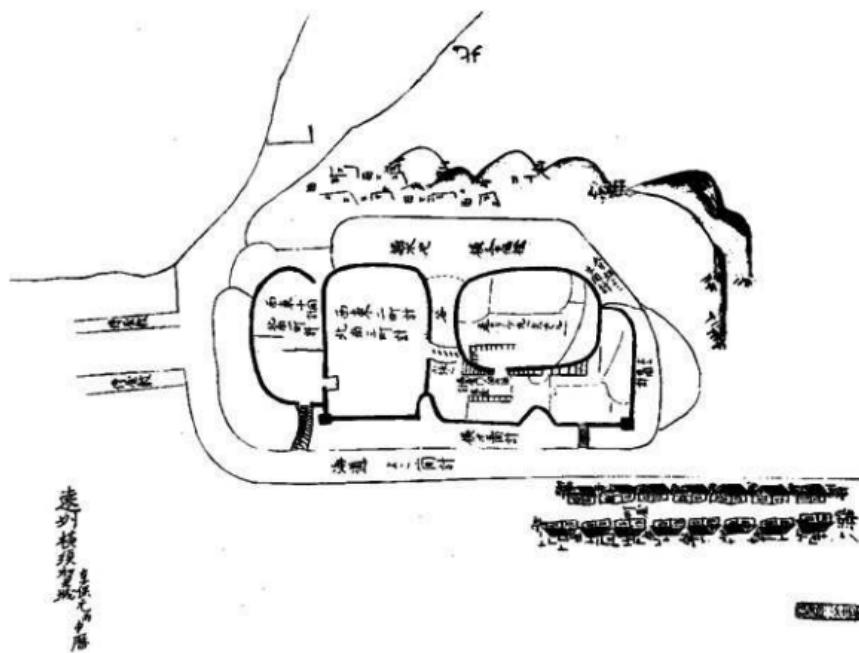
昔から四という数字は「死」に通ずるとして嫌われてきた。そのため、古文書などでも、四と書くべきところを、四という字を二つに分解し、二と書いたものがみられたりするのである。

それはまた、城の中心でもあり象徴ともされていた天守閣においてもそうであった。天守閣は三層・五層・七層というケースが多く、ある場合には九層などといふものもあったが、天守閣においても四層は嫌われていた。

もっとも、嫌われてはいたが、全国的にみれば、四層天守閣というものが全くみられなかったわけではない。たとえば、大洲城の場合は四層であったし、大垣城の場合も四層であった。そして、国立国会図書館所蔵の絵図によれば、横須賀城の天守閣も四層に描かれているのである。

横須賀城の天守閣については他に史料がなく、本当に四層だったのか、内部はどうなっていたのかが明らかではないが、全国的にみてきわめて珍しい例の一つであったことはいうまでもない。前述の大洲城の場合は、外観は四層であり、内部は五層になっていたことが知られており、大垣城の場合も、内部三階の天守閣に外観だけ付け廊がつけられたもので、眞の四層四階ではなかつ

たわけで、仮に横須賀城の天守閣が、内部も四階になっていたとしたら、全国唯一の例になるのである。しかし、残念ながら、現在、残されている史料からはそれ以上のことはわからない。



第3図 遠州横須賀城古図（名古屋市蓬左文庫蔵）

第3章 史跡指定の経過と現況

1. 史跡指定に至った経過

(1) 明治維新

明治元年（1868年）新政府により横須賀藩主西尾忠篤は安房（千葉県）花房に転封を命ぜられ横須賀領は徳川家連の領となり静岡藩に含まれることになった。

明治2年6月には版籍奉還となり藩政が廃され横須賀城も静岡藩から新政府のものとなり、新政府は明治2年8月24日付で次の通り布告し、横須賀城も静岡県内の他の城と共に廃城と決められた。

静岡城之外駿遠城々之儀被廢候旨被令候　右之通り為心得申達町中江不浅様可触もの也
この時大正6年（1917年）築城以来291年間にわたって存続し藩政の中心であった横須賀城の歴史も幕を閉じたのである。しかし廃城になった後も横須賀城は、城地も建物もそのままにおかれ、一時期は管理も不十分であったらしく、勝手に城内に立ち入る事もできる状態であったといわれる。

明治6年1月になって、浜松県は横須賀城の建物・武器・立木・石垣等を入れにより払い下げることを告示し、天守閣を初めとする各種建物・立木・石垣等がそれぞれ民間に引き取られて、運びされた。又、城地についても同じく払い下げになったものと思われ分割されて私有地となり、嚴然たる威容を誇ってきた横須賀城は全くその面影を失った。

(2) 高度経済成長期の破壊

明治維新により民間に払い下げられた横須賀城の跡地は、池や堀は水田となり、城地の多くは畑として利用された。又、城内南部の平坦地には東西に亘る道路が出来、その両側に次第に民家が出来た。終戦後の混迷期を経て、戦後30年代までは廃城当時の地形に大きな変化もなく推移して来た。

昭和30年代の後半におよんで海岸に沿って国道150号線が開通し、それに伴い地方道の整備が促進され横須賀城の前駆に接する道路も松尾橋が完成し田町裏からライオン橋までが延長され国道直結道路となり一挙に静岡浜松両市へも至近地域となった。この高度経済成長期に至り、産業経済の動向の変化は著しく、横須賀城跡、および南東の城下町としておだやかにたたずんでいた城下の町並も大いに変容し、ついには城内の三の丸一带に工場が進出し、それ以降住宅の増改築・倉庫や個人工場の新築など急激に城地の宅地化が進んだ。又、一方農業基盤整備のための国営小笠山開拓パイロット事業など各種の補助事業が次々に実施されて、水田になっていた裏町一帯は盛土されて茶園に造成され、西堀跡には排水路がつくられる等開発が矢張り早に行われた。その都度、城跡の保存と文化財の破壊を憂うる声はあったものの具体的な方策とまでには至らなかった。

昭和46年に本丸の丘陵地一帯を削土し、宅地造成の計画が契機となって地域住民の関心も高まり、城跡保存の問題は俄かに注目されるようになった。この開発か文化財保護かの調整の中で、

横須賀城跡の保存運動、および調査、資料の収集なども行われてきた。しかし、地主の理解と地域住民の協力だけでは史跡の保存には自ら限界があるとして、昭和53年度以降住民と行政とは一体となって国の指定を受ける方向づけのもとに、土地関係者の同意書をとりまとめる事になった。幸いに大多数の同意を得て国へ申請した結果、昭和56年5月8日付文部省告示第80号により国の史跡に指定された。

昭和46年以降の保存経過は次の通りである。

1. 昭和46年、本丸一帯の宅地造成問題が起り台地の削土は免れたが、以降城跡の9,863 m²に町費より維持管理費を支出した。
2. 昭和47年～49年、学術調査、および城跡の測量調査などを実施し「横須賀城址調査報告書」を発刊すると共に標柱・看板・鳥瞰図などを建てた。
3. 昭和49年3月興業農場整備事業の実施に先立ち、第1回西堀発掘調査を実施した。(付載、調査報告参照)
4. 昭和50年7月25日～8月31日、第二回西堀発掘調査を実施した。(付載、概報参照)以後西堀跡に農業基盤整備のための排水路が建設された。
5. 昭和50年8月15日～8月30日、二の丸御殿跡地の発掘調査を行った。二の丸跡に西部幼稚園が新設された。
6. 昭和53年1月、国指定の申請の方針を決定し、4月より地元の松尾町と小谷田地区、および土地所有者の理解と支援により指定同意書のとりまとめが行われた。
7. 昭和55年、指定申請範囲を旧城内前堀裏堀一帯敵さい山を含む地域として大多数の同意を得られ申請書を提出する。
8. 昭和56年5月8日付、文部省告示第80号により「国史跡」に指定される。
 - 6月16日指定伝達式が行われた
 - 8月 横須賀城跡保存推進委員会が設置された
 - 2月 基本構想作成
9. 昭和57年度には次のことが行われた。
 - 土地公有地化事業に着手し20筆8,372 m²の買上げ
 - 保存管理計画策定事業を実施し城跡の1/1000地図と指定地域の航空写真の作成
 - 台風災害による破損箇所の(犬守跡東側法面)の土留め復旧整備事業
 - 大須賀町税条例を改正し固定資産税の減免
 - (A地区 全額免除 B地区 半額免除 C地区 免除なし)
 - パンフレット(B5版8頁)を4000部作成し町内全戸配布
 - 横須賀城跡保存推進委員会、横須賀城跡関係地主(118人)の会議、松尾町懇談会
10. 昭和58年度には次のことが行われた
 - 横須賀城跡保存管理計画の策定
 - 土地公有地化事業を継続し10筆9,853 m²の買上げ

2. 現況

(1) 地目別面積

横須賀城跡指定地の総面積は、472 筆 168,419.64 m²で地目別面積表は、静岡地方法務局袋井支局の登記簿で確認し分類したものである。

但し地目変更未登記等のものも含まれるので、現況とは若干の差異がある。

地目別面積内訳表(公簿)

昭和59年2月現在

小字名 地目	山外	山崎	山崎	山崎	西大瀬	西大瀬	横須賀	横須賀	合計		%							
	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数								
田園地	(1) 536	—	—	—	—	—	—	—	—	1 536	0.3							
畠	(24) 5,775	(12) 11,053	(2) 1,028	(26) 12,472.97	(50) 19,051.1	(12) 4,310	(54) 15,905.72	(38) 19,033	218 88,636.79	218 52.6								
原野	—	—	—	—	(4) 1,106	(5) 2,550	(2) 397	(1) 453	(7) 2,121	20 6,627	3.9							
山林	—	—	—	—	(2) 815	(2) 8,616	—	—	(1) 66	5 9,497	5.6							
宅地	(11) 3,817.64	—	(2) 635.09	—	(54) 19,112.01	(21) 8,049.34	(53) 13,351.09	(11) 3,544.94	152 48,510.11	152 28.8								
道路	(7) 189.01	(5) 1,680	(3) 9.99	(3) 2,709	(13) 697.67	(3) 657.2	(4) 125	—	38 6,067.87	38 3.6								
耕種地	(8) 1,728	—	—	—	—	(6) 602	(2) 50.23	(1) 235	17 2,615.23	17 1.6								
水路	(6) 928.8	(1) 500	—	(1) 445	—	—	(2) 78	—	10 1,951.8	10 1.2								
池沼	—	—	—	—	(1) 368	—	—	—	1 368	1 0.2								
学校用地	—	—	—	—	(6) 1,949.84	—	(3) 1,220	—	9 3,169.84	9 1.9								
墓地	—	—	—	—	—	—	—	(1) 440	1 440	1 0.3								
計	筆数 57	面積 12,974.45	筆数 18	面積 13,233	筆数 7	面積 1,673.08	筆数 36	面積 17,547.97	筆数 132	面積 52,352.62	筆数 44	面積 14,015.54	筆数 119	面積 31,183.04	筆数 59	面積 25,439.94	472 168,419.64	100 100

(2) 所有者別面積

所有者別面積内訳表(公簿)

昭和59年2月現在

所有者	筆数	面積	%	備考
民有地	383	137,679.28	81.8	
町有地	75	29,109.18	17.3	
県有地	12	744.18	0.4	水路・道路
国(建設省)有地	2	887	0.5	水路・道路

(3) 区別面積

区別面積表

地区区分は第4章保存管理基準による

小字名	筆数	面積	地区区分		
			A	B	C
山崎・外堀	57	12,974.45 m ²	(43) 9,775.35 m ²	(9) 2,730.29 m ²	(5) 468.81 m ²
山崎・裏堀	18	13,233 m ²	(18) 13,233	—	—
山崎・守(主)夜神	7	1,673.08 m ²	(3) 1,031.39	—	(4) 641.69
山崎・小谷田	36	17,547.97 m ²	(36) 17,547.97	—	—
西大瀬・元城内	132	52,352.62 m ²	(79) 33,097.97	—	(53) 19,254.65
西大瀬・外堀	44	14,015.54 m ²	—	8,573.06	5,442.48
横須賀・元城内	119	31,183.04 m ²	(56) 15,999.77	—	(63) 15,183.27
横須賀・坂下谷	59	25,439.94 m ²	(50) 22,595.18	—	(9) 2,844.76
計	472	168,419.64 m ²	(285) 113,280.63	(38) 11,303.35	(149) 43,835.66
	%		67.3 %	6.7 %	26 %

(4) 現状変更件数

史跡横須賀城跡現状変更許可申請書年度別一覧表

年度	申請件数	申請内訳					
		住宅増改築	作業所・倉庫増改築	工場増築	道路・側溝改良	自転車置場設	看板その他
56	6	2	1		1	1	1
57	5	2	1		1		1
58	3			1			2

2-資料

小字名	筆数	面積	所有者		民有地	町有地	県有地	(建設省) 国有地	備考
			m ²	m ²					
山崎・外堀	57	12,974.45	(44) 11,765.6	(4) 546.67	(9) 662.18	—	—	県有地は道路 と水路	
山崎・裏堀	18	13,233	(12) 11,053	(4) 1,293	—	(2) 887	—	国	道路1筆 水路1筆
山崎・守(主)夜神	7	1,673.08	(4) 1,663.09	(3) 9.99	—	—	—		
山崎・小谷田	36	17,547.97	(31) 14,328.97	(5) 3,219	—	—	—		
西大瀬・元城内	132	52,352.62	(91) 31,733.03	(41) 20,619.59	—	—	—		
西大瀬・外堀	44	14,015.54	(37) 13,204.84	(7) 810.7	—	—	—		
横須賀・元城内	119	31,183.04	(105) 28,490.81	(11) 2,610.23	(3) 82	—	—		
横須賀・坂下谷	59	25,439.94	(59) 25,439.94	—	—	—	—		
計	472	168,419.64	(383) 137,679.28	(75) 29,109.18	(12) 744.18	(2) 887	—		
	%		81.8	17.3	0.4	0.5	—		

(5) 指定地内土地の明細一覧

昭和59年2月現在

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
山崎・外堀	1-1	宅地	1079.51 m ²	私	B
"	1-2	"	701.49	"	A
"	1-3	公衆用道路	6.96	"	B
"	1-4	宅地	12.32	"	B
"	2-2	"	27.46	"	B
"	2-5	"	90.34	"	A
"	3-1	雜種地	143	"	A
"	4-1	宅地	547.22	"	A
"	4-2	雜種地	273	"	A
"	4-3	"	295	"	A
"	5-1	"	317	"	A
"	5-2	烟	472	"	A
"	5-3	宅地	277.33	"	A
"	5-6	"	83.92	"	A
"	6-1	雜種地	46	"	A
"	6-3	烟	340	"	B
"	6-6	雜種地	20	"	B
"	8	田	536	"	A
"	19-2	烟	61	"	A
"	19-3	"	29	"	A
"	47-1	"	220	"	A
"	47-2	"	48	"	C
"	47-3	"	143	"	A
"	47-4	"	25	"	C
"	47-5	川憑水路	390	県	A
"	47-7	烟	23	私	A
"	47-8	"	23	"	A
"	49-1	"	549	"	A
"	49-3	雜種地	374	"	B
"	50-1	"	260	"	B
"	50-3	宅地	610.04	"	B
"	57-1	宅烟	122	"	A
"	57-2	宅地	169.02	"	C
"	57-3	"	218.99	"	C
"	57-4	烟	275	"	A
"	57-5	"	124	"	A

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
山崎・外堀	57-6	用悪水路	81 m ²	県	A
"	57-7	"	10	"	A
"	57-8	"	7.80	"	C
"	57-9	公衆用道路	21	"	A
"	57-10	"	0.38	"	A
"	57-11	"	14	"	A
"	58-1	烟	304	私	A
"	58-2	公衆用道路	8.67	町	A
"	58-3	烟	98	"	A
"	59-1	"	102	私	A
"	59-2	"	64	"	A
"	59-3	公衆用道路	117	県	A
"	59-4	"	21	"	A
"	1289	烟	105	私	A
"	1336	用悪水路	18	町	A
"	1339	烟	666	私	A
"	1340	"	41	"	A
"	1343	"	1022	"	A
"	1344	用悪水路	422	町	A
"	1347	烟	211	私	A
"	1350	"	708	"	A
山崎・裏堀	1352	公衆用道路	142	町	A
"	1353	烟	828	私	A
"	1362	"	1161	"	A
"	1369	"	921	"	A
"	1379	公衆用道路	132	町	A
"	1382	"	289	私	A
"	1383	"	387	建設省	A
"	1384	用悪水路	500	"	A
"	1391	烟	819	私	A
"	1392	"	1603	"	A
"	1397	"	1325	"	A
"	1398	公衆用道路	139	町	A
"	1399	"	880	"	A
"	1402	烟	871	私	A
"	1403	"	374	"	A
"	1405	"	705	"	A
"	1406	"	1600	"	A

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
山崎・裏堀	1407	畠	557	私	A
山崎・守夜神	60-1	"	723	"	A
主夜神	61-1	"	305	"	A
"	61-2	道路	3.39	町	A
"	62-1	宅地	422.60	私	C
"	62-5	道路	0.33	町	C
"	62-6	"	6.27	"	C
"	62-3	宅地	212.49	私	C
山崎・小谷田	1408	原野	65	町	A
"	1462-1	用悪水路	445	"	A
"	1523	公衆用道路	1669	町	A
"	1539	畠	402	私	A
"	1541	"	1122	"	A
"	1542	"	207	"	A
"	1543	原野	508	"	A
"	1544	"	341	"	A
"	1545	"	192	"	A
"	1549	公衆用道路	406	町	A
"	1550	畠	1185	私	A
"	1551	"	768	"	A
"	1552	"	1696	"	A
"	1553	"	44	"	A
"	1554	"	616	"	A
"	1555	"	466	"	A
"	1556	公衆用道路	634	町	A
"	1557	畠	1563	私	A
"	1558	"	291	"	A
"	1559	"	655	"	A
"	1599	"	659	"	A
"	1600	"	999	"	A
"	1605	山林	714	"	A
"	1606	畠	196	"	A
"	1607	"	253	"	A
"	1608	"	104	"	A
"	1609	"	42	"	A
"	1610-1	"	352	"	A
"	1610-2	"	111	"	A
"	1610-3	"	119	"	A

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
山崎・小谷田	1611-1	畠	247	私	A
"	1611-2	"	65	"	A
"	1612	"	35	"	A
"	1613	山林	101	"	A
"	1614-1	畠	275	"	A
"	1614	"	0.97	"	A
西大瀬・元城内	5373-1	宅地	479	"	C
"	5373-2	"	0.22	"	C
"	5374-1	畠	328	"	A
"	5374-2	公衆用道路	1.75	町	A
"	5374-3	"	28	"	A
"	5374-4	畠	332	"	A
"	5375-2	宅地	321.76	私	C
"	5376-1	学校用地	1137	町	A
"	5376-2	宅地	262.12	私	C
"	5376-3	"	179.69	"	C
"	5376-6	"	216	"	C
"	5376-8	畠	33	"	C
"	5376-9	宅地	130.34	"	C
"	5376-13	"	46.03	"	C
"	5376-14	"	110.77	"	C
"	5377-1	学校用地	462	町	A
"	5377-2	原野	123	"	A
"	5377-3	畠	170	"	A
"	5377-4	"	76	"	A
"	5377-7	学校用地	236	"	A
"	5377-8	公衆用道路	81	"	A
"	5377-9	学校用地	24	"	A
"	5377-10	"	6.84	"	A
"	5377-11	"	84	"	A
"	5378-1	畠	479	"	A
"	5378-2	"	210	私	A
"	5379-1	"	1462	町	A
"	5379-2	公衆用道路	113	"	A
"	5379-3	"	262	"	A
"	5382-1	宅地	67.58	私	C
"	5382-2	"	233.39	"	C
"	5382-3	"	345.51	"	C

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
西大洲・元城内	5382-6	烟	111	私	C
"	5382-8	宅地	30.63	"	C
"	5383-1	"	556.66	"	C
"	5383-2	"	310.35	"	C
"	5383-4	"	136.61	"	C
"	5383-6	"	183.19	"	C
"	5383-8	"	203.67	"	C
"	5383-9	"	277.03	"	C
"	5383-10	"	302.76	"	C
"	5383-11	"	100.29	"	C
"	5383-12	"	212.64	"	C
"	5383-13	"	167.74	"	C
"	5384-1	"	537.09	"	C
"	5384-5	"	205.54	"	C
"	5385-1	池沼	368	町	A
"	5385-2	宅地	147.72	私	A
"	5385-3	公衆用道路	17	町	A
"	5386	宅地	368.25	私	C
"	5387	"	1665.18	"	C
"	5388-1	"	386.72	"	C
"	5388-2	"	127.69	"	C
"	5389-1	"	900.91	"	C
"	5389-2	"	127.27	"	C
"	5390-1	原野	1042	町	A
"	5390-7	"	161	"	A
"	5390-2	烟	1483	"	A
"	5390-3	"	679	私	A
"	5390-4	公衆用道路	20	町	A
"	5390-5	烟	294	私	A
"	5390-6	公衆用道路	40	"	A
"	5391-1	山林	2202	町	A
"	5391-2	烟	98	"	A
"	5391-3	"	419	私	A
"	5391-4	宅地	202.33	"	A
"	5391-5	烟	1100	"	A
"	5391-6	"	281	"	A
"	5391-7	宅地	225.83	"	C
"	5391-8	"	479.14	"	C
"	5391-9	烟	756	町	A

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
西大瀬・元城内	5391-10	畠	81 m ²	私	A
"	5391-11	"	204	"	A
"	5391-13	"	648	町	A
"	5391-14	"	150	私	A
"	5391-15	"	264	町	A
"	5391-16	宅地	345.81	私	C
"	5391-17	畠	75	町	A
"	5391-18	"	646	"	A
"	5391-19	"	200	私	A
"	5391-20	宅地	531.96	"	C
"	5391-21	畠	645	"	A
"	5391-22	"	347	町	A
"	5391-24	"	245	私	A
"	5391-25	"	303	町	A
"	5391-26	"	188	"	A
"	5391-28	"	1619	私	A
"	5391-29	"	348	"	A
"	5391-30	"	180	"	A
"	5391-31	"	91	"	A
"	5391-32	"	245	町	A
"	5391-33	"	598	私	A
"	5391-34	宅地	167.34	"	A
"	5391-35	"	23.19	"	A
"	5391-36	畠	70	町	A
"	5391-37	"	61	"	A
"	5391-38	宅地	174.21	私	A
"	5391-39	公用道路	62	"	A
"	5391-40	畠	46	町	A
"	5391-41	公用道路	25	"	A
"	5391-42	"	19	私	A
"	5391-43	"	4.92	"	A
"	5391-44	畠	39	町	A
"	5391-45	"	99	私	A
"	5392-1	原野	832	"	A
"	5392-2	畠	761	"	A
"	5392-3	"	124	"	A
"	5392-4	"	163	"	A
"	5392-5	"	276	"	A

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
西大瀬・元城内	5392-6	原野	189 m ²	私	A
"	5392-7	畠	504	"	A
"	5392-8	"	610	"	A
"	5392-9	"	696	"	A
"	5393-5	原野	203	"	A
"	5395-2	山林	6414	町	A
"	5396-1	宅地	2946.94	私	C
"	5396-2	"	477.57	"	C
"	5397	"	428.06	"	C
"	5398	"	534.76	"	C
"	5399	"	392.34	"	C
"	5400	"	490.11	"	C
"	5402	"	396.65	"	C
"	5403-1	"	384.75	"	C
"	5403-2	"	288.91	"	C
"	5404-1	"	185.41	"	C
"	5404-2	"	299.51	"	C
"	5404-3	"	354.04	"	C
"	5404-4	"	227.83	"	C
"	5404-5	畠	408	"	C
"	5404-6	宅地	214.97	"	C
"	6618-1	畠	22	"	C
"	6618-5	公衆用道路	24	町	A
西大瀬・外堀	5365-8	道路	3.20	"	B
"	5365-1	畠	238	私	B
"	5365-2	"	307	"	B
"	5365-5	宅地	89.50	町	B
"	5365-6	畠	306	私	B
"	5365-7	"	83	"	B
"	5366-1	宅地	1048.05	"	B
"	5366-2	"	103.12	"	C
"	5366-4	畠	357	"	B
"	5366-5	"	469	"	B
"	5367-1	宅地	150.33	"	C
"	5367-3	"	356.70	"	C
"	5367-4	"	258.76	"	C
"	5367-5	"	240.06	"	C
"	5368-1	"	257.85	"	B

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
西大渕・外堀	5368-2	宅地	369.13	私	B
"	5368-3	雜種地	452	"	B
"	5368-4	宅地	164.48	"	B
"	5368-5	畠	308	"	B
"	5368-6	"	308	"	B
"	5368-7	"	49	"	B
"	5368-8	"	50	"	B
"	5369-2	宅地	184.34	"	B
"	5370-1	畠	1142	"	B
"	5370-11	道路	630	町	B
"	5370-12	畠	693	私	B
"	5370-13	雜種地	20	町	B
"	5370-14	"	62	私	B
"	5371-2	原野	192	"	B
"	5371-6	"	205	"	B
"	5371-8	道路	24	"	B
"	5371-13	雜種地	15	町	B
"	5372-4	"	30	"	B
"	5372-5	"	23	"	B
"	5407-1	宅地	285.32	私	C
"	5407-2	"	31.46	"	C
"	5407-3	"	31.59	"	C
"	5409-1	"	650.67	"	C
"	5409-2	"	403.56	"	C
"	5409-3	"	166.50	"	C
"	5410	"	1387.83	"	C
"	5411	"	712.54	"	C
"	5412	"	628.58	"	C
"	5413	"	528.97	"	C
横須賀・元城内	1694-1	"	309	"	C
"	1694-2	"	173.77	"	C
"	1695-1	"	273.80	"	C
"	1695-2	"	388.48	"	C
"	1695-3	"	78.89	"	C
"	1695-4	"	205.57	"	C
"	1695-5	"	417.32	"	C
"	1695-6	"	180.59	"	C
"	1695-7	"	273.32	"	C

大字・小字	地番	地目	地種	所有者区分	保存管理区分
横須賀・元城内	1696-1	宅地	592.03 m ²	私	C
"	1696-2	"	441.12	"	C
"	1696-4	"	225.78	"	C
"	1697-1	烟	1055	町	A
"	1697-3	"	130	"	A
"	1697-4	"	280	私	C
"	1695-5	"	66	"	C
"	1697-6	"	34	町	A
"	1697-7	公衆用道路	31	"	A
"	1698-1	烟	389	私	C
"	1698-3	道路	17	町	C
"	1698-4	雜種地	48	"	C
"	1700-1	烟	560	私	C
"	1700-2	宅地	262.12	"	C
"	1700-5	雜種地	2.23	町	C
"	1701-2	宅地	20.80	私	C
"	1703-1	"	48.66	"	C
"	1703-2	"	169.93	"	C
"	1704-1	"	56.23	"	C
"	1704-2	"	174.89	"	C
"	1705-1	"	266.21	"	C
"	1705-2	"	158.14	"	C
"	1706-1	烟	99	"	C
"	1706-2	宅地	193.71	"	C
"	1707	"	752.69	"	C
"	1708-1	烟	288	"	C
"	1708-2	"	230	"	C
"	1708-3	"	1502	"	A
"	1708-5	"	110	"	A
"	1708-6	"	249	"	A
"	1708-7	"	1472	"	A
"	1708-8	"	343	"	A
"	1708-9	"	318	"	A
"	1708-10	"	15	"	A
"	1708-11	宅地	52.83	"	A
"	1708-12	烟	66	"	A
"	1708-13	"	17	"	A
"	1708-14	"	72	"	A

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
横須賀・元城内	1708-15	烟	21	m ²	A
"	1708-16	用悪水路	19	私	A
"	1708-17	烟	104	私	A
"	1708-18	用悪水路	59	私	A
"	1708-19	烟	612	私	A
"	1708-20	公衆用道路	4	私	A
"	1708-21	烟	58	私	A
"	1709-2	宅地	912.42	"	C
"	1711	"	350.81	"	C
"	1712-1	"	206.39	"	C
"	1712-2	"	23.96	"	C
"	1713	"	431.48	"	C
"	1714	"	171.07	"	C
"	1715-2	"	111.85	"	C
"	1716-1	"	562.48	"	C
"	1716-2	"	152.05	"	C
"	1716-3	"	243.32	"	C
"	1716-4	"	666.27	"	C
"	1716-5	"	80.71	"	C
"	1716-7	"	83.69	"	C
"	1716-8	"	51.40	"	C
"	1716-9	"	78.04	"	C
"	1716-10	"	19.38	"	C
"	1716-11	"	150.75	"	C
"	1716-12	"	139.34	"	C
"	1716-13	"	146.33	"	C
"	1716-14	"	25.84	"	C
"	1716-16	学校用地	293	町	A
"	1716-20	宅地	231.47	私	C
"	1716-21	"	336.68	"	C
"	1716-22	道路	73	町	A
"	1716-23	学校用地	889	"	A
"	1716-26	烟	3223	私	A
"	1716-28	原野	453	"	A
"	1716-31	宅地	289.13	"	C
"	1716-32	烟	153	"	A
"	1716-35	宅地	249.29	"	C
"	1716-37	烟	53	"	A

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
横須賀・元城内	1716-38	畠	237 m ²	私	A
"	1716-39	"	276	"	A
"	1716-40	"	293	"	A
"	1716-41	宅地	6.12	"	C
"	1716-43	"	155.18	"	C
"	1716-44	"	751.79	"	C
"	1716-45	畠	305	"	A
"	1716-46	"	295	"	A
"	1716-47	"	294	"	A
"	1716-48	"	300	"	A
"	1716-49	"	320	"	A
"	1716-50	"	640	"	A
"	1716-51	"	345	"	A
"	1716-52	"	423.78	"	C
"	1716-53	学校用地	38	町	A
"	1716-54	畠	280	私	A
"	1716-55	"	89	"	A
"	1716-56	"	33	"	A
"	1716-57	"	8.23	"	A
"	1716-58	"	50	"	A
"	1716-59	"	11	"	A
"	1716-60	"	15	"	A
"	1716-61	"	5.72	"	A
"	1716-62	"	37	"	A
"	1716-63	"	6.51	"	A
"	1716-64	"	27	"	A
"	1716-65	"	8.58	"	A
"	1716-66	"	31	"	A
"	1716-67	"	8.32	"	A
"	1716-68	"	39	"	A
"	1716-69	"	8.58	"	A
"	1716-70	宅地	236.75	"	C
"	1716-72	"	292.75	"	C
"	1716-74	"	478.47	"	C
横須賀・坂下谷	1619-1	"	163.94	"	C
"	1619-6	"	139.29	"	C
"	1619-9	"	81.27	"	C
"	1619-10	"	126.02	"	C

大字・小字	地番	地目	地積	所有者区分	保存管理区分
横須賀・坂下谷	1619-11	宅 地	86.74 m ²	私	C
"	1620-1	烟	380	"	C
"	1621-5	"	159	"	A
"	1621-8	"	448	"	A
"	1622-1	"	916	"	A
"	1622-2	"	484	"	A
"	1622-3	"	402	"	A
"	1622-4	"	406	"	A
"	1622-5	"	129	"	A
"	1622-6	宅 地	513.30	"	C
"	1622-8	烟	150	"	A
"	1623-1	"	1226	"	A
"	1623-2	"	351	"	A
"	1623-4	宅 地	566.95	"	C
"	1623-6	"	787.25	"	C
"	1624-1	烟	815	"	A
"	1624-4	"	156	"	A
"	1625-4	"	370	"	A
"	1627-1	墓 地	440	"	A
"	1627-4	烟	468	"	A
"	1627-8	"	208	"	A
"	1627-13	"	371	"	A
"	1627-9	"	220	"	A
"	1627-11	原 野	548	"	A
"	1627-12	"	323	"	A
"	1628-3	雜 種 地	235	"	A
"	1628-8	烟	135	"	A
"	1630-1	"	275	"	A
"	1630-2	宅 地	238.16	"	A
"	1630-3	烟	1037	"	A
"	1630-4	原 野	584	"	A
"	1630-5	烟	193	"	A
"	1630-6	"	485	"	A
"	1630-7	"	191	"	A
"	1630-8	"	312	"	A
"	1630-9	宅 地	264.44	"	A
"	1630-10	原 野	133	"	A
"	1630-11	烟	556	"	A

大字・小字	地番	地積	地積	所有者区分	保存管理区分	
横須賀・坂下谷	1632	畠	37	m ²	私	A
"	1633-1	"	804	"	"	A
"	1633-2	宅地	577.58	"	"	A
"	1634-2	畠	162	"	"	A
"	1635-1	"	1115	"	"	A
"	1635-2	"	789	"	"	A
"	1636-1	"	194	"	"	A
"	1637-1	"	691	"	"	A
"	1637-2	"	907	"	"	A
"	1637-3	原野	366	"	"	A
"	1637-4	"	97	"	"	A
"	1638-1	畠	2087	"	"	A
"	1638-2	原野	70	"	"	A
"	1641-1	畠	988	"	"	A
"	1642-1	山林	66	"	"	A
"	1642-2	畠	178	"	"	A
"	1642-3	"	238	"	"	A

(注) 私 → 私有地、町 → 町有地、県 → 県有地

第4章 保存管理計画

1. 基本の方針

横須賀城跡は面積16万8千余平方mに及び、南面の海岸沿いには静岡市と浜松市を結ぶ国道150号線が通り、又、袋井ICに通する県道袋井・大須賀線にも接する比較的平坦地の交通至便な位置に立地している史跡である。又、中部圏の代表的商工業都市浜松市へは25kmと近接しているなど、史跡の指定に至るまでの経過の中にも幾度か宅地開発の危機があり、今後も顕著な都市化は周辺地域に予測されている。その上、面積の53%をしめる農地についても農業全体が近年高収益化をめざして経営の合理化や機械化が進み大規模に土地の形状を動かす企業的農業へ転換しつつあり、史跡地内への農地も例外とはなし得ない状態である。このように地域住民の生産活動と日常生活から生じる現状変更と保護・保存のための規制との調和が重要で、特に土地利用区分、地区的性格、現状変更の規制の内容を明確にすることが肝要である。保存管理計画の策定に当っては地域住民の意向を十分反映し、施策の実施に当ってはこれに係わる地域住民に犠牲を強いいるものであってはならないとするものである。

2. 保存管理計画 地域区分

横須賀城跡の保存管理計画は、史跡の性格と現況を考慮し次のA、B、C、の3地区に区分する。(別表保存管理基準表参照)なお、今後の調査研究や地域の社会環境の変化に応じて保存のための修正も加え得るものとする。

3. 保存管理基準

史跡横須賀城跡が、土地所有者により、または公共事業等のために土地の現状を変えたり、保存や景観に影響を及ぼすような行為をしようとするときは、文化財保護法の規定に従い現状変更申請手続きを行わなければならないが、文化財の保護と地元住民の利益との調整をはかるため土地および構築物の規制の内容は次のとおりとする。(別表保存管理基準表参照)

4. 公有化計画

史跡に於ける土地の公有化は史跡保存上最も有効な方法である。公有化をすすめるに当って、先ず現状変更を求める土地の買上げ、土地所有者の売り渡し請求に対する買上げ、また整備計画に基づく買上げ、その他事前の話し合いによる買上げ等がある。

保存管理基準法

区分	性 格	保 存 管 基 準
A	<p>○横須賀城跡の本丸跡西の丸跡北の丸跡、松尾山を含む丘陵地の一帯とその北東のから堀に続く敵さい山の地域。</p> <p>西部幼稚園と西側の二の丸跡不開門跡その外周である外堀跡裏堀跡の地域。</p> <p>西大手門跡、やぐらの跡と接する外堀の跡等で地形的な変形が少なく遺構の保存状態がよいとされる地域。</p> <p>○現在農地雑種地更地などで工作物のない土地。</p> <p>○面積 113,280.63 m² 67.3 %</p>	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の整備管理上必要なもの以外の現状変更は認めない。 固定資産税の全額免除をする。 土地の公有化整備を行なう。
B	<p>○城跡にとって重要な前堀の跡であることは明らかであるが現在住宅地と工場用地となっている。</p> <p>○面積 11,303.35 m² 6.7 %</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築等の制限をする。 現状変更を原則として認めない。 固定資産税の50%を免除する。 将来適切な時期においては公有化を進める。 公有化の進展に伴い整備を行う。
C	<p>○城跡の前堀に接して中央部に帶状に広がる地域で城跡の遺構があると推定される地域であるが明治以降宅地化が進み現在道路及び宅地等になっている。</p> <p>○面積 43,835.66 m² 26 %</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民の生活上必要な現状変更是原則的に認める。 固定資産税の免除はしない。 特別な場合を除き公有化整備はしない。

- * 1. 次の地域についてはC地区に含まれているが横須賀城跡にとって特に重要な特色ある地域であるので将来適切な時期において保存整備をする。
- ア. 東・西大手門の跡
 イ. 三の丸一帯（富士電化工場用地）
 ウ. 東大手門跡に接する前堀の入り部分（現在埋土）
2. A地区内にある西部幼稚園、忠靈殿等は将来の整備の時点では撤去する。

第5章 整備活用計画

1. 史跡の整備と活用について

日本は狭い国である。そこに現在では、1億1千万人を越える人々が生活している。しかも国土の大部分が山であり、比較的簡単に生活できる緩やかな傾斜地と平地はごく限られている。そこを舞台に1万年以上も人々の暮らしが営まれてきた。つまり、同じところで綿々と生活が続けられてきたという長い歴史をもつ。

私のいる平城宮でも、その造営に際しては以前からあった古墳を壊して整地が行なわれている。こういうと遺跡の破壊が日本の歴史のように聞こえるが、これまでの遺跡の破壊のされ方は現代の大型土木機械による根こそぎの消滅はまず起り得なかった。平城宮の場合でも古墳の周濠は埋められているものの、地下にその形をとどめている。また、廃都となった以後も100年たらずのうちに平城宮は水田化し、それが現代まで続くのであるが、水田の畦畔や、建物跡を示す土壇状の高まりなどによって、ある程度宮の様子を推察できる状態であった。しかも地下構造は水田下に良好な状態で保存されている。

ここでは遺跡を保存するという意識もなく（平城宮の場合、近代に入ってから保存の動きは始まるのだが）結果的に残してきたのである。

それが現在見られるような史跡公園としての整備がなされるに至るのは、これまでのように結果的に史跡が後世に残されていくという理想的な土地利用が受けられなくなったという状況の変化がある。平城宮では近鉄の車庫建設計画が、その契機となっている。

前置きが少々長くなつたが、要するに史跡公園とは史跡の保存がまず第一なのである。しかし、これまで水田として米の生産という存在価値を有していた土地、あるいは電車の車庫用地として利用されようという土地であるから、公有地化し、史跡保存の条件は満たされたとはいえ、草ぼうぼうのままではあまりにも能はないし、このままでは保存のための保存と言われてもしかたがない。人知れずこっそり残され、いつか日の目を見るであろうということでは、現在の貴重な土地を遊ばせておくわけにはいかない。

それでは、史跡をどのように現代によりみがえらさせたらよいのだろうか。史跡の公園化はこうして生れてきた一つの解決方法である。

もはや、史跡は保存されるだけでは意味がないのである。今に生きる我々に何かを語りかけ、その土地の歴史に思いをはせる場所としてふさわしい形で整備される必要がこうして生じている。これが、現代における遺跡の置かれている状況であろう。

2. 城跡整備の基本的考え方

史跡にもいろいろな種類、形態のものがあるが、城跡を公園化するにあたって、いかに臨むべきであろうか。

ここではまず、来訪者に城とは何ぞやということを理解してほしい。あるいは、理解できない

までも、城とは何であるかという疑問をいだくような場所であるべきだろう。

特に近世の城は、単なる防御施設ではない。ここは封建社会の支配者である武士の生活の場でもあり、当然それを支えていた庶民の生活もこの周辺で展開されていたはずである。こうなれば城も我々の生活と無縁でなくなるし、より身近なものになってくる。

次に具体的にどうしたらよいかということになろう。

近世の城が単なる防御施設ではないと言ったが、もちろん防御に意を注いでいないということでは決してない。城の中核である本丸をいかに敵から守るかに最大の心配りと、技巧が凝らされているのが城である。

これらはそれぞれの城が築かれた場所が異なるように、その地形の利用のしかた、各郭の配置、通路の設定など各城それぞれに個性豊かである。

こうした城がもつ技術的な側面も無視することはできない。幾重にも及ぶ厳重な警戒網が敷かれ、本丸が守られていたことを歩きながら実感できるよう、園路は当時と同じルートで設定されているべきである。そうでないと城に作られた隘路、虎口、楔形など、最も大事な要点が見落されてしまう。いきなり本丸に車で乗りつけたのでは、城は単なる観光、名所巡りで終ってしまうだろう。

そしてさらに望むならば、城を中心とした当時の社会なり、そこで行われた生活、あるいはその土地の歴史というようなこともある程度理解できるようにしたい。

これらをすべて、史跡を整備することで表現できれば言うことないのだが、地上あるいは地下に遺構が埋っている土地の上でする仕事であるからどうしても限界がある。こうした面を補完するのが資料館的な施設である。史跡と資料館、両々相まって相乗効果が上がるよう計画されるべきである。

城というと石垣と天守閣というイメージがすぐ浮かぶかも知れないが、城がそれだけではないということが大事なのである。横須賀城跡に遊びに来たことが、我々の身のまわりの郷土の歴史であるとか、遠い祖先のことなどを考えるきっかけになってほしいと思うし、そういう場所づくりが史跡を整備するということなのである。

3. 横須賀城跡の整備

(1) 基本方針

横須賀城の現状は古絵図などから考えられる当時の姿に比べ、相当荒廃していると言はざるを得ない。しかし同絵図、地籍図などをより丹念に現地を踏査すると、地形自体が大きく変化している部分は別にして、現段階でもおおよそ本来の城の輪郭をたどることができる。これら現地に残る地割りの痕跡に加えて文献、絵図などの資料の検討、さらに部分的な発掘調査を実施すれば少くとも廃城時の地割りはほぼ復元可能であろう。ただし、個々の建物の正確な位置、規模となると最終的には発掘調査を行わねばならないだろう。また一方では南堀北側の道路沿い地区のように既に人家密集地となっており、当面の整備対象から除外せざるを得ない地区もある。

以上のような大まかな現状認識を踏まえて横須賀城の整備基本方針を考えてみたい。

① 城の構え（地割り）はできるだけ復元する。

具体的に言うと、堀、石垣、土塁、櫓、門など各部を区画する施設である。ただし、すべてを完全に復元することではなく、櫓などは生垣による表現もありうるだろうし、門などは平面的な表示方法でも十分であろう。ともかく、各々の郭の配置や関係、それぞれの広がりなどが実感できるようにしたい。また、東西二ヶ所に大手口を配していることは横須賀城の大きな特色であるし、かつ大手口はいわゆる城の玄関にあたる城外との接点であり、顔である。堀との関係も含めて復元したい。

② 本丸、西の丸は横須賀城の中核部であり、高密度の整備を行う。

内部の建物は復元的な表示とするが、上部構造まで完全に復元することは、精密な復元を可能とする資料が揃わない限り控えるべきであろう。

③ 松尾山および敵勝山（又は敵さい山）地区は中世山城的形態を良く残す地区であり、現状維持を基本とする整備を行う。

とくに松尾山およびその東側の空堀部は樹木が生茂り、このままで容易に中に入れず、また管理の面からも危険であるので、主要な高木を残して伐開し、下枝の透けた疎林状に整備する。こうして残存する土塁、段切り状造構、空堀などを明確にする。斜面や土塁の崩壊している部分は復旧する。また、本来の登城道を可能な限り復旧し、これを園路とする。

④ 北の丸、二の丸、三の丸等については主要な建物、井戸等の平面的な表示を行い、その周辺は修景的な整備とする。

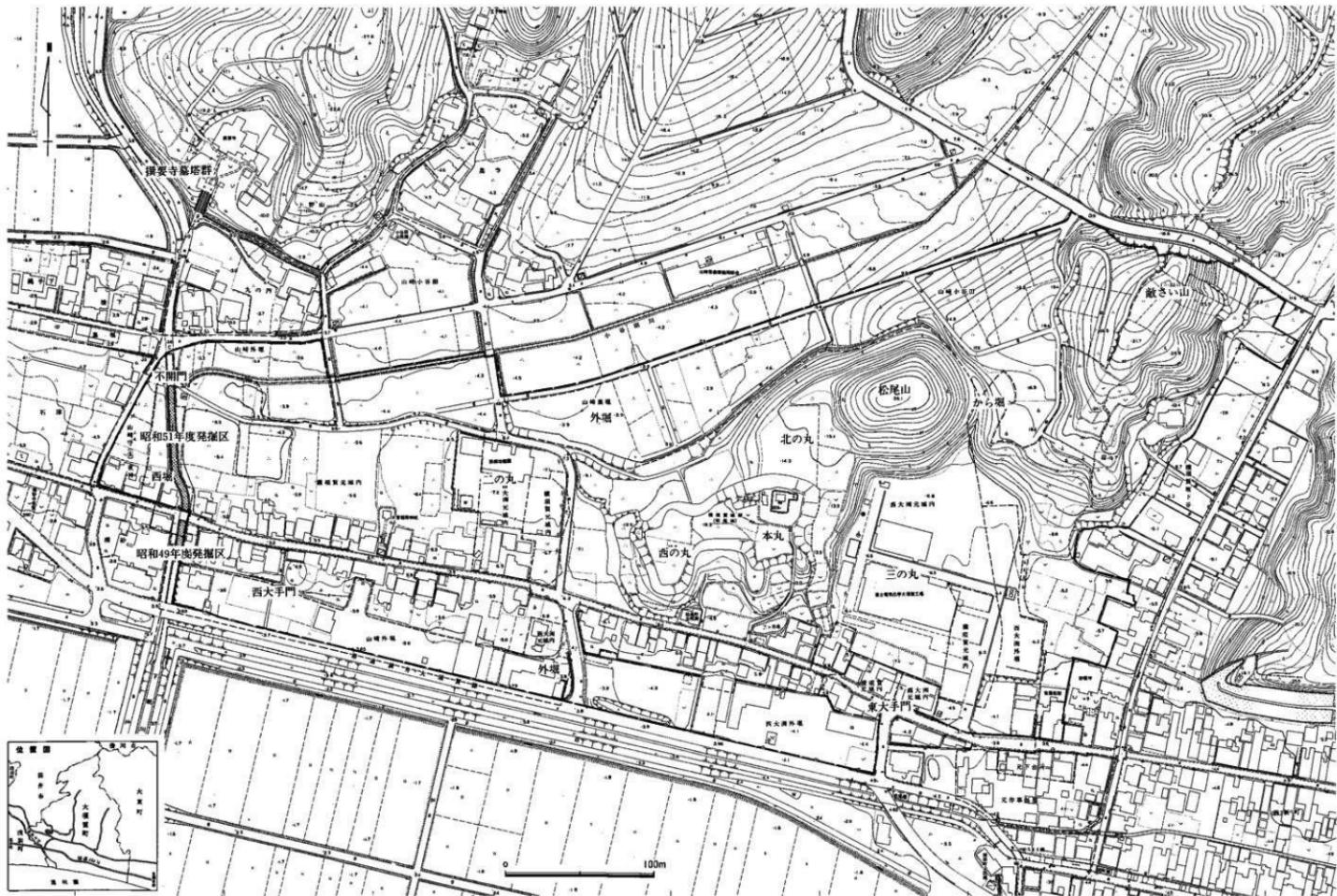
この地区は中枢部をとりまく景観を育成するとともに、多目的な芝生広場等公園的な利用のできるいこいの場とする。

(2) 第一次公有化地域の整備の進め方

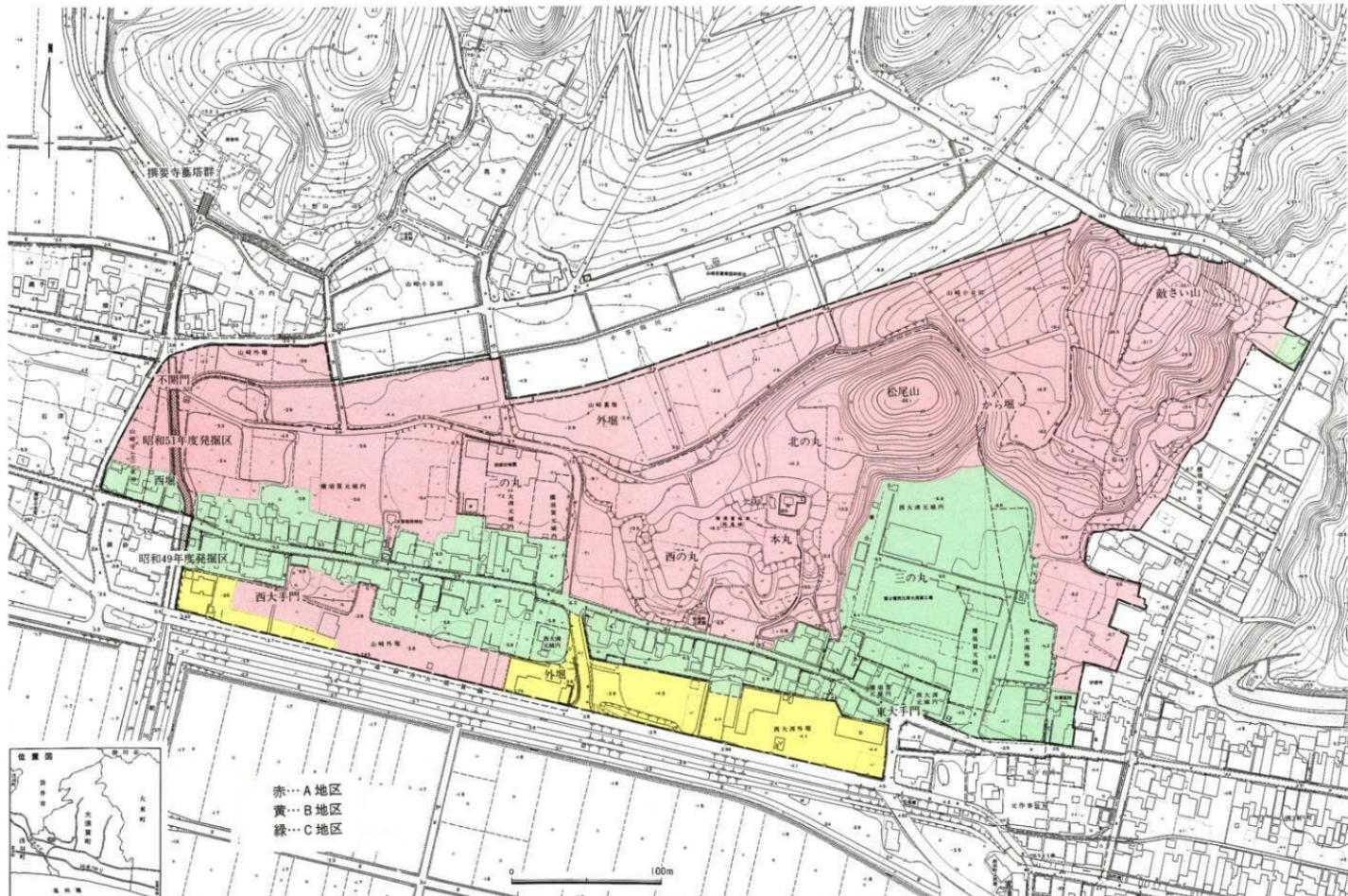
ここに含まれる郭は本丸、西の丸、北の丸、松尾山などが主要なものである。それぞれの地区の整備基本方針は前掲のとおりだが、北の丸、松尾山などは現状維持を主体とした整備であり、比較的計画的に整備事業を実施できようが、本丸、西の丸地区についてはある程度発掘調査が前提となる。発掘調査となると調査体制の問題もあるだろうし、しかも調査成果がまとまってからでないと具体的な整備計画は樹てられない。この地区については腰を据えた整備事業とならざるを得ない。

北の丸、松尾山の整備工事を進めながら、一方でこれと並行して中枢部の調査成果を積み重ねる。これが集約され中枢部の全体的見通しがついた段階で、この地区的本格的整備に入るという年次計画が考えられる。

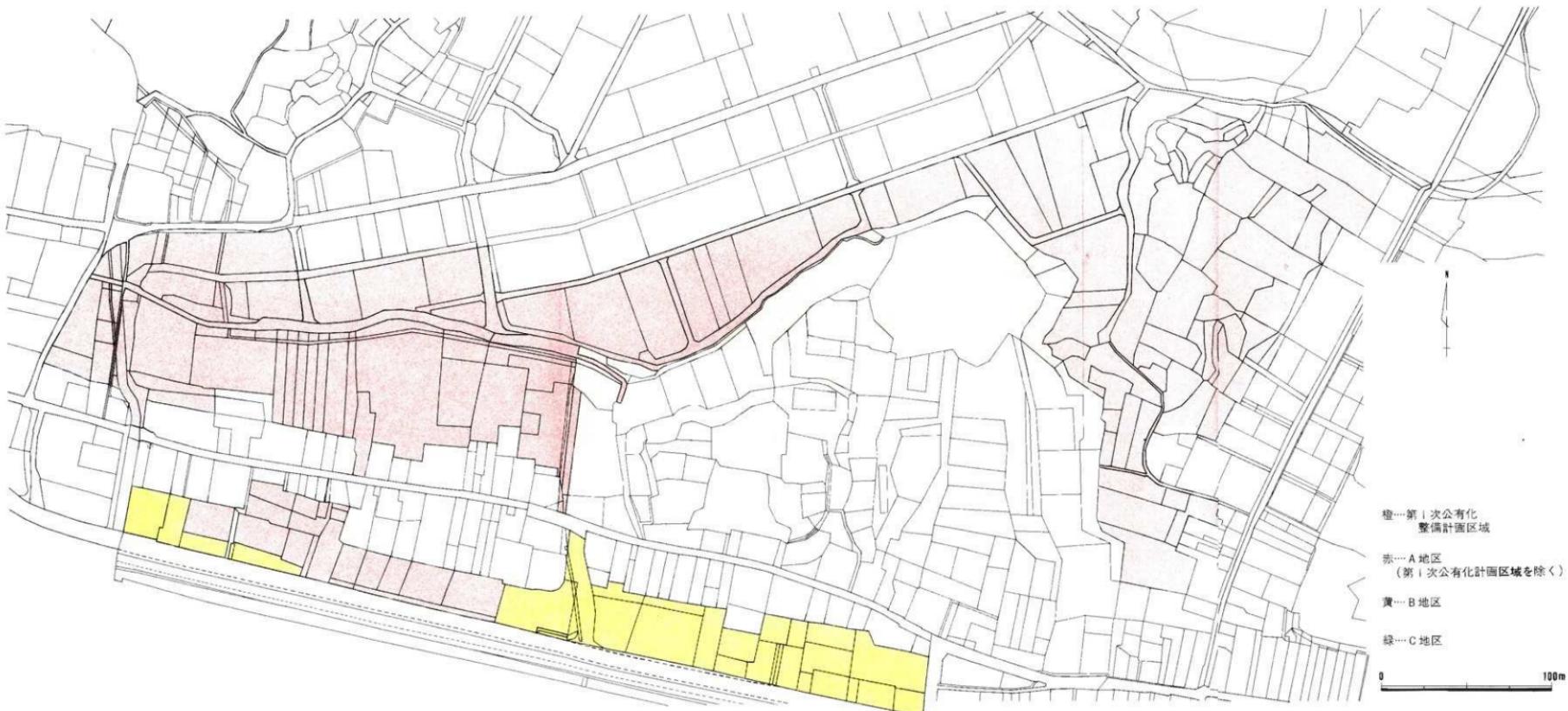
当面の整備が急がれる状況であるが、本丸、西の丸地区は横須賀城域の中心でありシンボルとなる場所であるから、悔いの残らない横須賀城ならではの整備を行いたいものである。



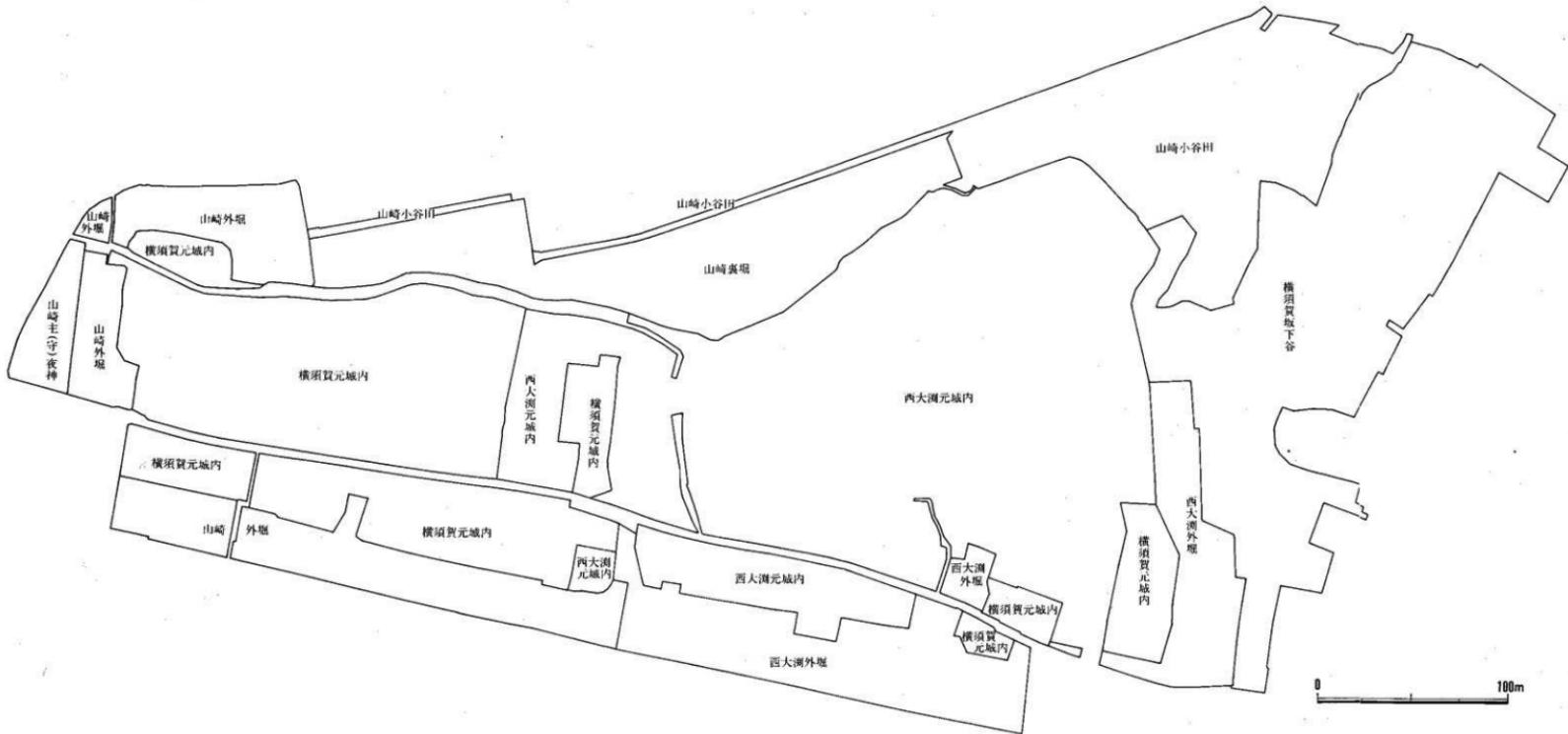
第4図 地形図・城跡全体図



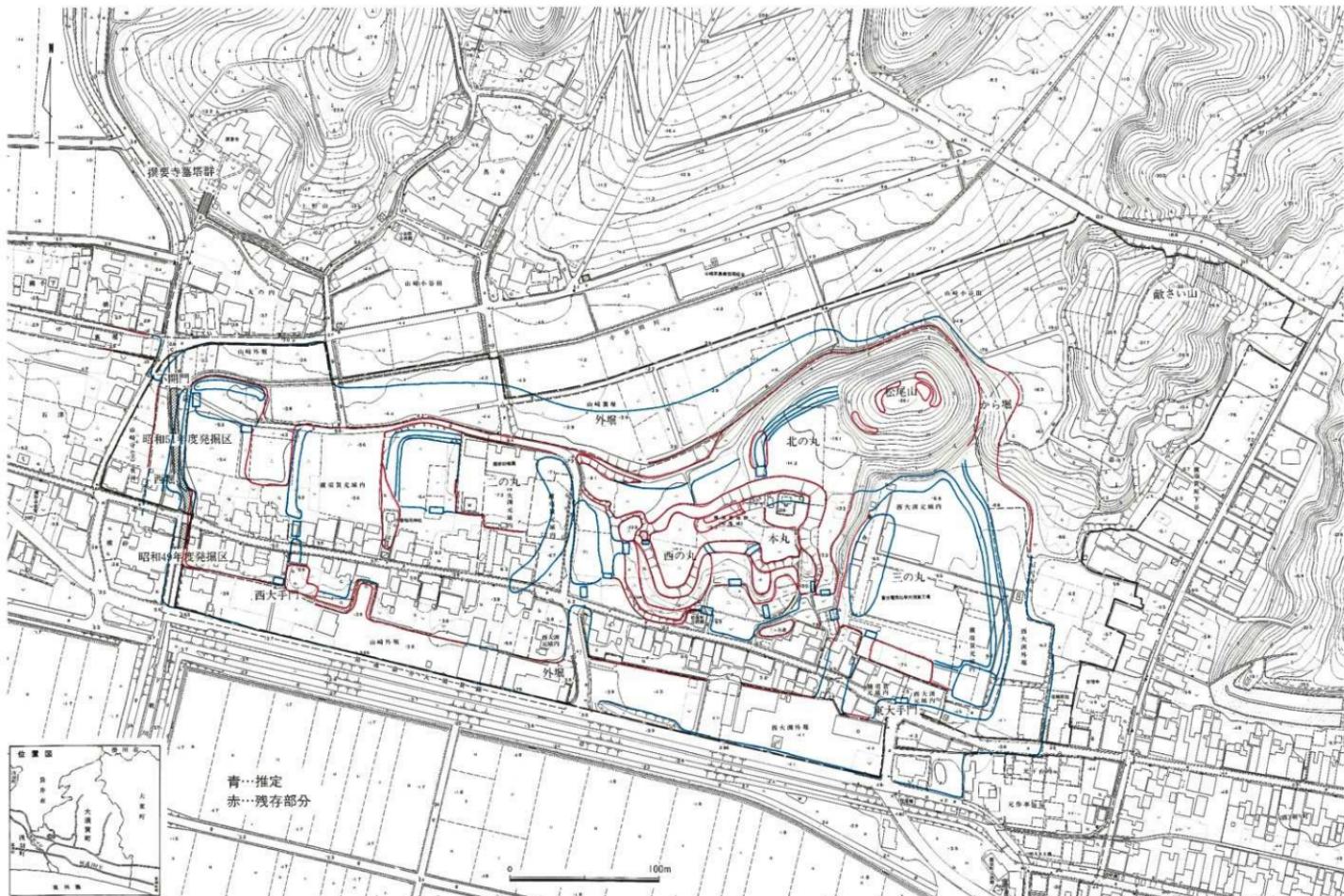
第5図 地図区分図1



第6図 地区分図2

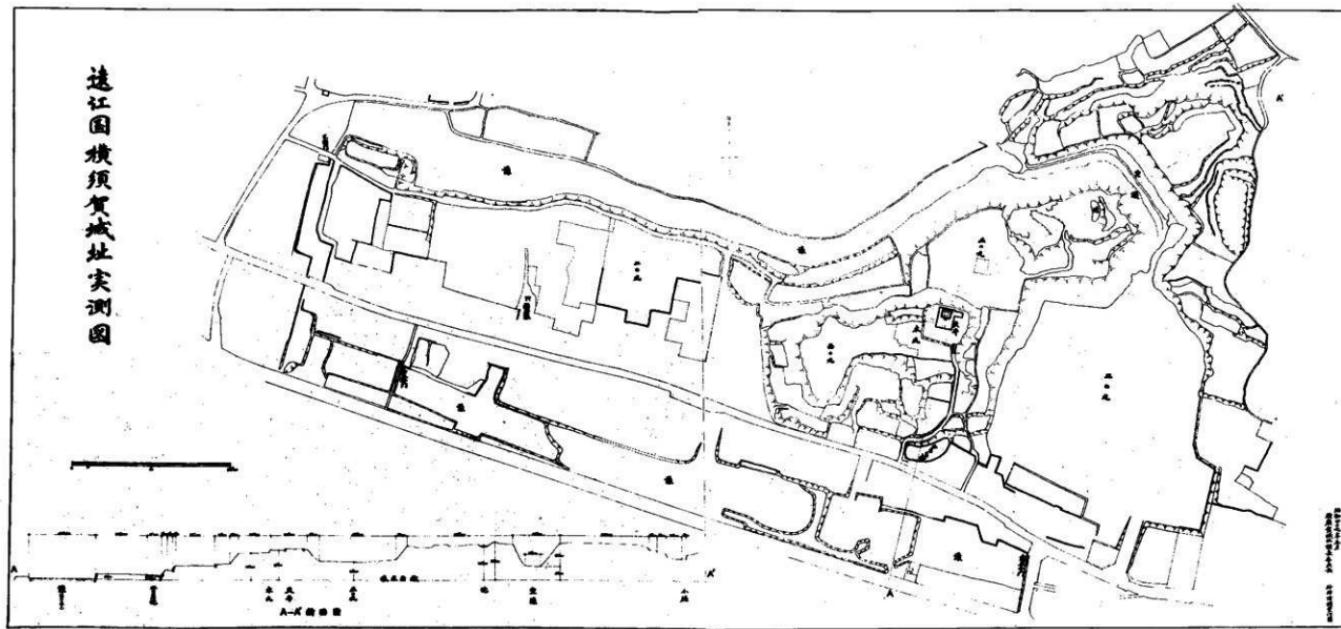


第7図 地籍小字図



第8図 遺構残存状態図

遠江國横須賀城址実測図



第9図 城跡全体図（昭和47年実測）

付 載

1. 横須賀城に関する文献・資料一覧
2. 遠江国横須賀城址石垣と堀の一部調査報告書
3. 遠江国横須賀城址西堀発掘調査概報
4. 横須賀城払い下げ入札記録

「明治五年御用留帳」より
—抜粋—

付載 1 横須賀城に関する文献・資料一覧

1 書籍一覧

書名	編著者	内容	備考
横須賀三社権現鎮座 縁起	不詳	三熊野神社の由来と沿革、横須賀城主の事蹟等	写本
横須賀元歴代明鑑	不詳	横須賀城主の事蹟、安永頃までの横須賀のできごと等	写本
横須賀原始考	堀口勝馬	横須賀の地理歴史の諸事項	写本
遠江資料集	原田和	上記の三書の主要部分、その他遠江の古記録	活字本
郷里雜記	八木美徳	江戸時代後期の横須賀領内の地理歴史	写本・活字本
遠江国風土記伝	内山真龍	遠江国全城各郷村の寛政頃の地理	現代語訳の活字本
百姓伝記	不詳	農業に関する諸事項、防水・築堤に関する事項	写本・活字本
高天神記	不詳	高天神城攻防の戦争	写本・體写版本
高天神城戦史	増田又右エ門・増田実	高天神城攻防の戦争	活字本
横須賀惣庄屋覚帳	横須賀の代々月番庄屋	元禄5年～明治6年 44冊 城からの達し文書や横須賀のできごと	原本
横須賀城関係記録	西尾家家臣	明治元年、城の建物・什器など引き渡しの明細	原本
横須賀城史談	藤田清五郎	横須賀城に関する諸事項	活字本
静岡縣小笠郡誌	小笠郡役所	小笠郡及び小笠郡内各町村の地理、歴史、教育、産業、宗教等	活字本
静岡縣小笠郡勢要観 改良会	小笠郡地方改良会	上記「小笠郡誌」に同じ	活字本、前記「小笠郡誌」の改訂版
大須賀町誌	大須賀町	大須賀町の地理、歴史、行政、教育、産業、交通、宗教、社会、習俗等	活字本
遠江國横須賀城址調査報告書	大須賀町教育委員会	昭和47年に行った横須賀城址の調査報告書	活字本
遠江國横須賀城址石垣と堀の一郎調査報告書	大須賀町教育委員会	昭和49年に行った発掘調査報告書	
遠江國横須賀城址西堀発掘調査概報	大須賀町教育委員会	昭和50年に行った発掘調査の概報	
横須賀藩領地調査報告書	森下春美	横須賀藩領地図と解説	活字本
" 第2号	"	横須賀藩領地のこと	活字本
撰要寺墓塔群	斎藤忠	撰要寺墓塔群 城主とその家臣等の墓塔	活字本

2. 絵図、測量図一覧

名 称	内 容	所 先
遠州横須賀城図	55 cm × 122 cm 色彩有 横須賀城の古図	国立国会図書館
"	84.3 cm × 131.2 cm 色彩有 横須賀城の古図	"
遠江国のうち横須賀城	陸軍省築城部本部「日本城郭史資料」に収録されているもの	"
遠州横須賀城図	享保元丙申賀写 37.5 × 54 色彩有	名古屋市 蓬左文庫
土 国 合 結 記	江戸中期写 29.5 × 21 色彩有	"
横 須 賀 城 図	江戸中期 27.7 × 40.2 色彩有	広島市立図書館 浅野文庫
遠州横須賀城図	時代不明 50 × 29.6 色彩有	東京都 清嘉堂文庫
横 須 賀 城 図	虫損あり	東京都 尊経閣文庫
遠州横須賀總絵図	中島英太郎氏所蔵写	大須賀町 撰要寺
横 須 賀 懇 絵 図	阿部復馬氏所蔵写	大須賀町 阿部俊夫家
遠州横須賀御城及、御城下図	正徳3年写	大須賀町教育委員会
横須賀城下図右1	明治元年 家中家敷、町屋など城下図 150 × 89.5	"
" 右2	" 149.8 × 96.8	"
" 左3	" 150.1 × 89.9	"
横須賀城跡分間絵図	明治5壬申年4月量図之 158.5 × 81.8	"
横 須 賀 城 下 古 図	172.8 × 120 三巻の内一 家中屋敷図他城下図	大須賀町教育委員会 (太田すみ氏寄贈)
"	" 172.8 × 88.8	"
"	" 172.8 × 88.9	"
500 分の1実測図	昭和47年測量図	大須賀町教育委員会
1000 分の1地図	昭和57年写真測量図	"

3. 「横須賀城関係記録」 30冊

—西尾隱岐守財産調出控一 「大須賀町教育委員会蔵」

。本資料は明治元年から2年新政府の手によって遠江国横須賀藩主西尾隱岐守3万5千石が、房州花房に転ぜられた際の城郭及び附随建物器物の引渡し文書で、藩の建物・備品・什器などが書き出されている目録である。

大きさは美濃紙2つ折じたて24.5cmよこ20cmで枚数は左記の通り一定でない。

目録名一覧

番号	年号	帳名	枚数
1	明治2己未年3月	三番丁士分建家軒數取調帳	31枚
2	"	鍵帳	9 "
3	"	壹番丁士分建家軒數取調帳	25 "
4	"	坂下ノ谷上分建家軒數取調帳	26 "
5	"	樹木ヶ谷土分建家軒數取調帳	12 "
6	"	枕丁士分建家軒數取調帳	29 "
7	"	石津士分建家軒數取調帳	17 "
8	"	愛后下十分建家軒數取調帳	14 "
9	"	足輕小屋中間小屋軒數取調帳	5 "
10	"	町方地方役所江差置候品々覚帳	4 "
11	"	毫所江差置候品々帳	5 "
12	"	腰江差置候品々帳	3 "
13	"	石津木戸門番所江差置候品々帳	4 "
14	"	拾六軒町木戸番所江差置候品々帳	4 "
15	"	焰硝藏有物帳	3 "
16	"	城詰米藏番所江差置候品々帳	3 "
17	"	玄関前門番所江差置候品々帳	3 "
18	"	火之番所江差置候品々帳	4 "
19	"	坂下谷奥番所江差置候品々帳	4 "
20	"	坂下谷口番所江差置候品々帳	4 "
21	"	町番所江差置候品々帳	4 "
22	"	追手門番所江差置候品々帳	5 "
23	"	東門番所江差置候品々帳	5 "
24	"	下革所江差置候品々帳	3 "
25	"	廣間二差置候品々帳	3 "
26	"	製糞所江差置候品々帳	3 "
27	"	作事小屋江差置候品書帳	7 "
28	"	城内住居向並天守櫓門長屋底土藏番所橋取調帳	18 "
29	"	城外番所作事皆古城下差所會所焰硝藏合糞所取調帳	16 "
30	"	牢屋鉛鍵帳	3 "

付載2 遠江国横須賀城址石垣と堀の一部調査報告書

1. 所在地

大須賀町山崎字横砂外縄48~1~1、48~1~2、49~5番地

2. 調査目的

県営圃場整備事業地区内に埋蔵文化財（横須賀城外堀）が新設される事業用地内に入るため、文化財保護法に基づき発掘調査を実施した。

3. 調査経過

期間 昭和49年3月3日～5日

昭和48年度土地改良区の事業として水路が掘削される際、西大手門脇の外堀の一部にかかり緊急発掘されることになった事に始まる。

この水路は大須賀町山崎地区から海に向うもので、城址外堀跡の低地を選んで計画され当初の予定路線では石垣を大きく破壊し、保存計画にいちじるしく障害となるものであった。

幸い地元の文化財保存運動家の努力で最少限の現状変更にとどめられる見通しも立ち今回の調査となつたものである。

4. 埋蔵文化財としての石垣の問題点

横須賀城は海岸に面し小笠山を背にする低丘陵の先端に構築された平山城で戦国の争乱のもたらした遺産である。

調査地点は城址南西部の一角で外堀の石垣の構造を部分的に見ただけであるが、砂浜に掘られた堀と砂の上に積み上げる石垣の構築技術の一手法として特殊な発見といえるものであった。

(1) 石垣を支える根太

30~50cmの石を四段に積み上げているが、その最下段の石は径10cm以上の丸太その他の材木が1m間隔の杭で固定されその上に積まれていた。

(2) 砂の流出を防ぐそだ堀

堀の水位は潮位に大きく左右されたものと思われるが、その水位の変化により石垣の下の砂の流失を防ぐ施設として石垣下端より1.5~2mの間隔を保ってそだ堀が組まれ更にそれを覆うように礫石まじりの粘土帯が張りつけられていた。

これは、今日の河川の洪水敷に当たるものと考えられ四段に重なる石垣の重量を支える技術として工夫されたものであろう。

この施設に伴う陶器の小破片を2片採集することができたので、その鑑定を基礎に構築時期を究明することも可能であると思われる。

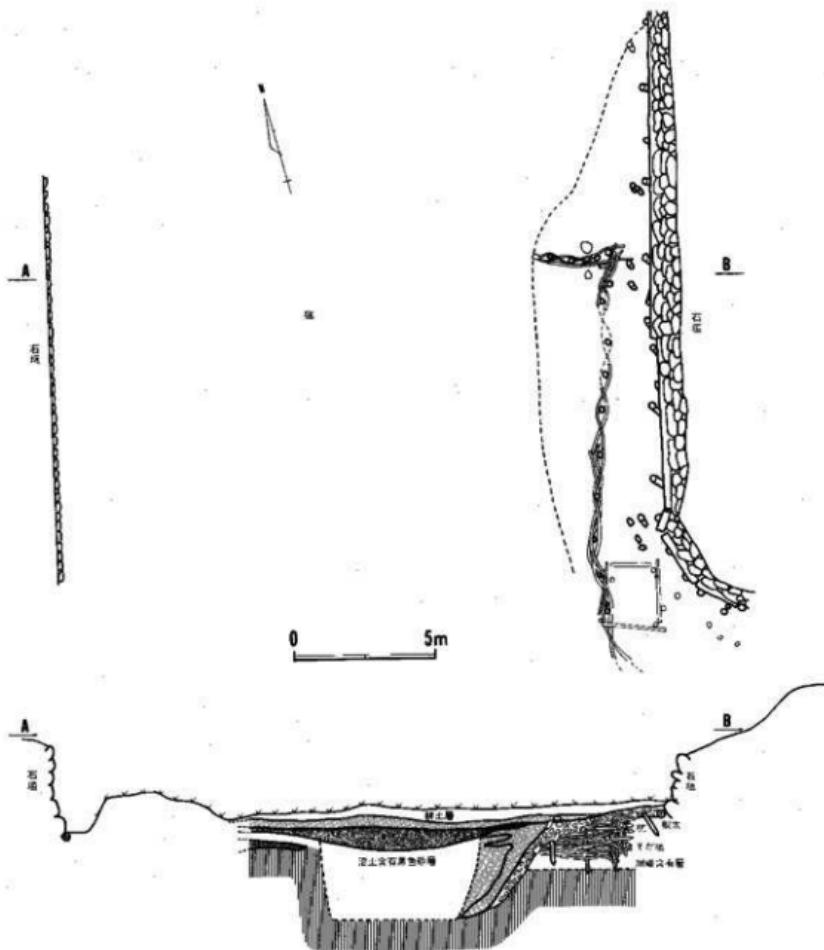


Fig. 1 調査部分平面・断面図

(3) 歴史学研究上の価値の判断

平山城としての時代的価値はいまでもないことであるが、前述のように「砂上の石垣」という面から見るところの技術的側面で研究課題の多い古城址と言うことができるであろう。

海退に伴う堀水の保持と共に特殊な立地を見せる城址として、調査区域が10mの範囲に限られたにもかかわらず新発見とも言える施設の特異性を見のがすわけにはいかないものと判断する。

5. 図面

(略)

6. 写真

別添のとおり

7. 調査員並びに調査協力者 (敬称略)

主任調査員 柴田 有城 (大須賀中教諭)

協力者 泉 敬常 (町文化財専門委員)

横山 菊男 (")

太田 博明 (")

桑原 繁敏 (")

桑原 武 (")

鳥山 剛 (役場建設課)

久野 恒夫 (役場建設課)

大石 武夫 (")

柴田 脩司 (柴田組代表)

教育委員会事務局職員

付載 3 遠江国横須賀城址西堀発掘調査概報

1. 調査目的

横須賀城は天正六年に築城され、明治元年に廃城にいたるまで城主も20代290年間にわたり存続した城であった。廃城後、城址のほとんどは民地となり宅地や農地に開墾されたが、西堀址一帯は堀の形態、石垣も当時のまま現存してきた。

ところが、城の西側の石津裏一帯はかつては入江だったところで排水の悪い低湿地帯で農耕には辛苦の多い地帯とされてきたため、昭和46年より県営圃場整備事業地域として整備がすすみ、灌水防除の排水路が西堀址に計画された。

せっかく現存してきた文化遺産の破壊に係わるとして憂え、関係者が再三協議したところ、一部路線の変更や工法を変える等の努力はあったが、結局遺跡の破壊は免れぬ結果となつたため、調査が行われることとなった。

調査は構築当時の西堀の構造等について学術的に行い、記録保存に努めたものである。

2. 調査期間

昭和50年7月22日～9月1日（42日間）

3. 調査経過

- 7月22日 柴田組作業員3名による石垣周辺草刈り。
- 7月23日 同上
- 7月25日 杭打ち縄張り、発掘区を設定、南より第1～第6トレントレンチ掘り区域設定、第3トレントレンチより一部発掘開始。
- 7月26日 第1、第2トレントレンチ発掘にかかる。写真撮影のため石垣間の雑草除去、清掃開始。
- 7月28日 第1、第2、第3トレントレンチ発掘継続、第4トレントレンチ一部発掘始める、石垣清掃継続。
- 7月29日 曲角部分に根太、しがらの杭らしいものが見つかったため、曲角部分の全面露出を決めベルトコンベアーを借用し排土を開始する。
- 7月30日 第1、第2トレントレンチ東側部分、石垣手前を幅2mに根太の位置まで発掘、清掃。第2、第4トレントレンチ間2m幅排土、ベルトコンベアー使用、曲角部分の排土継続、石垣清掃継続、曲角部分の測量準備。第3トレントレンチセクション図面化準備。
- 7月31日 曲角部分にしがらと直線杭があらわれる。周辺清掃、メッシュによる石垣図面化準備。平板測量開始。第3トレントレンチ排水のため水中ポンプ使用をはじめる。
- 8月1日 第3トレントレンチセクション図作成。第5トレントレンチ間石垣前幅2m表土を排土、平板測量、写真撮影。
- 8月2日 第6トレントレンチ、不開門の石垣の清掃、表土層の排土、しがら部分細部調査検討。
- 8月4日 第1トレントレンチ、セクション図準備、第2トレントレンチ、しがら部分細部掘り下げ発掘は

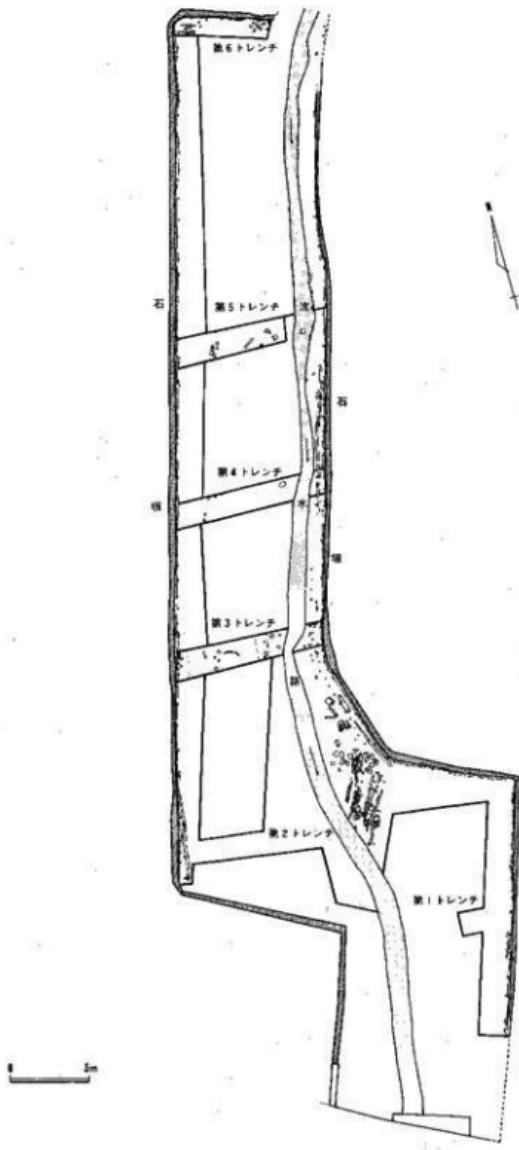


Fig. 2 調査区全体図

- じめる。第5トレンチ東側まで掘り聞く。
- 8月5日 第1トレンチセクション図作成、写真撮影。しがら部分の追求。第5トレンチより第6トレンチへ石垣清掃。
- 8月6日 しがら部分の発掘継続、面の追求、石垣清掃。
- 8月7日 時々雨がはげしく降る為、その間公民館にとりあげた遺物の整理、発掘各部の呼称を統一する。作業日程が遅れがちのため、小雨の中、作業継続する。しがら部分より切り込みのある板発見。雨のあと石垣清掃手間どる。
- 8月8日 全体のレベル設定、測量。しがら部分清掃、写真撮影、平板測量（南側部分）。
- 8月9日 第6トレンチ土出し、しがらのセクション発掘。
- 8月11日 第3トレンチよりキセル出土。
- 8月12日 しがら部分のセクション図作成。表土層の堆土が一段落し、細部調査に入る。
- 8月13日 第2トレンチ、第4トレンチ清掃。東側石垣部分清掃。
- 8月14日 排水ポンプ設置。第5トレンチ掘り下げ継続。しがら粘土層の掘り下げ。
- 8月15日 第4トレンチ掘り下げる。前日よりの作業継続。夜半より雨激しくなり、ポンプ一時引き上げ。
- 8月16日 雨時々激しくなる中、掘り下げ作業継続。手伝いの高校生の応援が頼めない状態となり、低湿地、塚の中の作業は困難を極めてきた。
- 8月18日 雨の後、流水が多くなり排水処理がうまく行かず作業手間どる。
- 8月19日 しがら部分のセクション。石垣下の古い根太の追求。水中ポンプ備えつけ。
- 8月20日 古い根太の追求。調査地域は拡大し、各部所で掘り下げの重変地点となってきたが、天候に恵まれず、調査団へ過重な作業となる。
- 8月21日 しがら部分調査について、静大内藤教授を交えて検討打合せ。
- 8月22日 台風6号の接近による風雨が激しくなり作業中止。道具を公民館へ引き上げる。
- 8月23日 台風の影響により作業休み。
- 8月24日 中学生測量クラブ員の応援による測量。台風の影響による増水で、排水路が拡がり東側石垣の根太露出発掘中のしがら部分に水がたまり排水処理に手間どる。しがらの手前に大小の石の敷きつめがある（流砂どめか）。
- 8月25日 第4トレンチ、平板測量とセクション図。脚立を組んで、しがら部分の上部よりの写真撮影準備。
- 8月26日 第5トレンチ清掃、しがら部分清掃。測量継続。
- 8月27日 第5トレンチ完掘。平板図作成継続。
- 8月28日 第5トレンチセクション図作成。しがら部分平板図作成。しがら部分第1面の追求、清掃。
- 8月29日 2地点にて、平板図測量。
- 8月30日 しがら部分遺物の引き上げ、遺物を図に記入。しがら下粘土層より物入が発見され

る。第6トレンチ掘り下げ。

8月31日 しがらの遺物、杭、板のとりあげ。しがら下層の追求。第6トレンチ測量、第6トレンチより瓶、笛などが出る。しがら測図。

9月1日 しがらの遺物引きあげ、道具類引き上げ、写真撮影。炎天下42日間におよぶ発掘作業は、2学期がはじまつた日、ようやく一段落をみる事ができた。

調査区域がもとより広大であったし、発掘の進行につれ思わぬしがら部分等があらわれ、追求発掘部分が増大し、調査の範囲は拡大せざるを得なかつた。

そのうえ予定していた学生などの応援、協力者が計画どおり集まらず、調査団が、常に手薄がちで日程をこなすうえで無理を重ねた点もある。

又、堀という當時流水のある中で台風の影響等による増水に數回見舞われ排水処理に手間どり、非常に困難な状況の中の発掘作業であり、能率をあげ得なかつた。

発掘を終つて、酷暑に長期間しかも過重な発掘日程の間調査団、作業者とも辛うじて健康を維持できた事だけは幸であった。

4. 所在地

大須賀町山崎47-1、47-5、47-2、47-3、47-6

横須賀城址西堀

5. 調査の所見

延べ120mにわたる石垣と700m²の面積をもつ堀の中、堀と水に悩まされる困難な調査であった。

文献資料も乏しく、古者の伝える旧聞もさだかではなく、手探りに掘り進めることになったが、石垣の構築に二つの時期を見るであろうことと、堀に水を貯める工夫が砂地と潮の干満、並びに海退に伴う対応措置として施された跡を見ることができた。

(1) 野づら積みの石垣と沈床工法の採用

いわゆる0m地帯とも云うことのできる海岸線に面した域で、古くは堀の水は海水を引き込んだものと思われるが、調査区域の南北70mの両端で20cm、更にその南側に向かって約30cmの落差をもっているので、干潮あるいは海退後の流下作用は堀床にかなりの影響を及ぼし、石垣の崩壊にもつながるものであろうと推察される。

そこで、堀の中央部は拳(こぶし)大からその2倍の栗石を敷きつめる沈床工法を採用し、石垣に沿う堀の両側は細礫、粘土と松葉を混せて砂をかためるタタキ状の犬ばしりを約1mの中に設けている。更に石垣の最下段は60~70cm間隔に打ち込まれた松杭に支えられた根太にかけてその上に4~6段の石垣が積まれている。

石垣の裏側は土地改良区の予算の関係で工事区域が縮小され調査の対象からはずされたが、崩壊した部分を観察するに、砂礫をかう程度で粘土その他特別の施工は見られなかった。

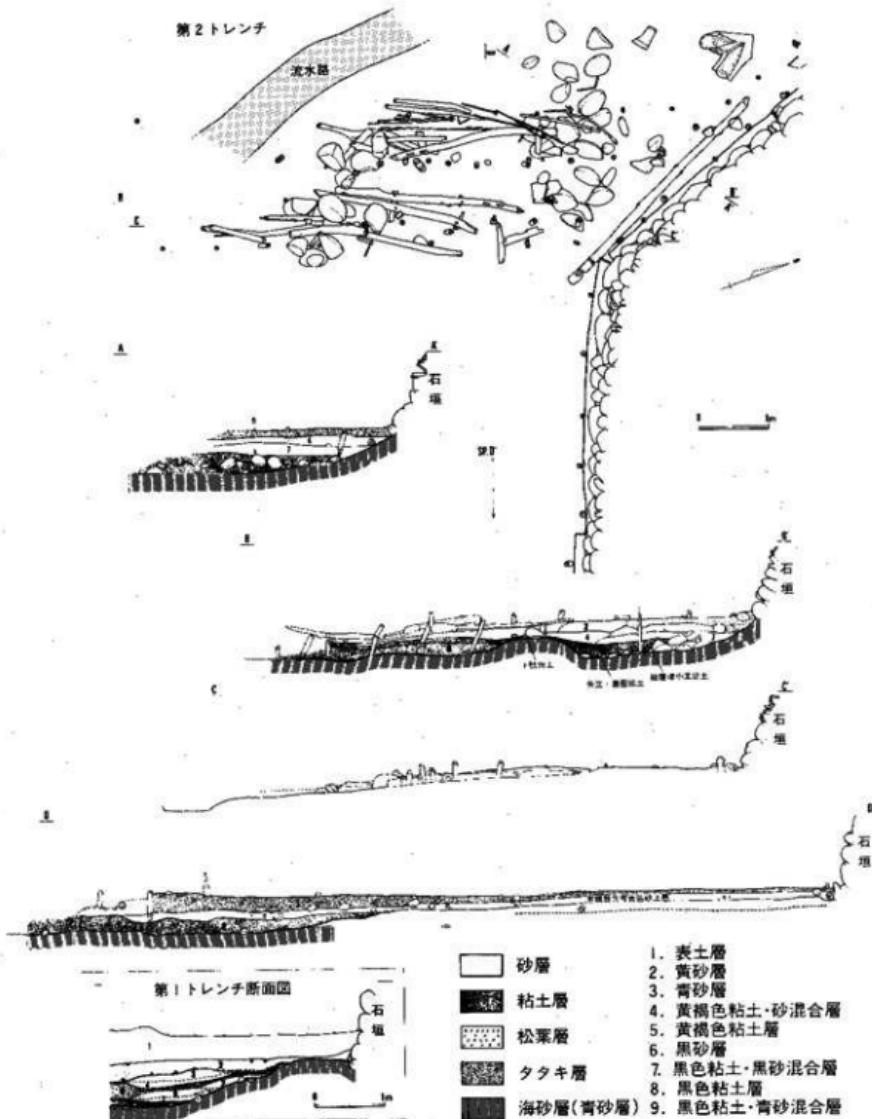


Fig 3 第1トレンチ断面図、第2トレンチ平面および断面図

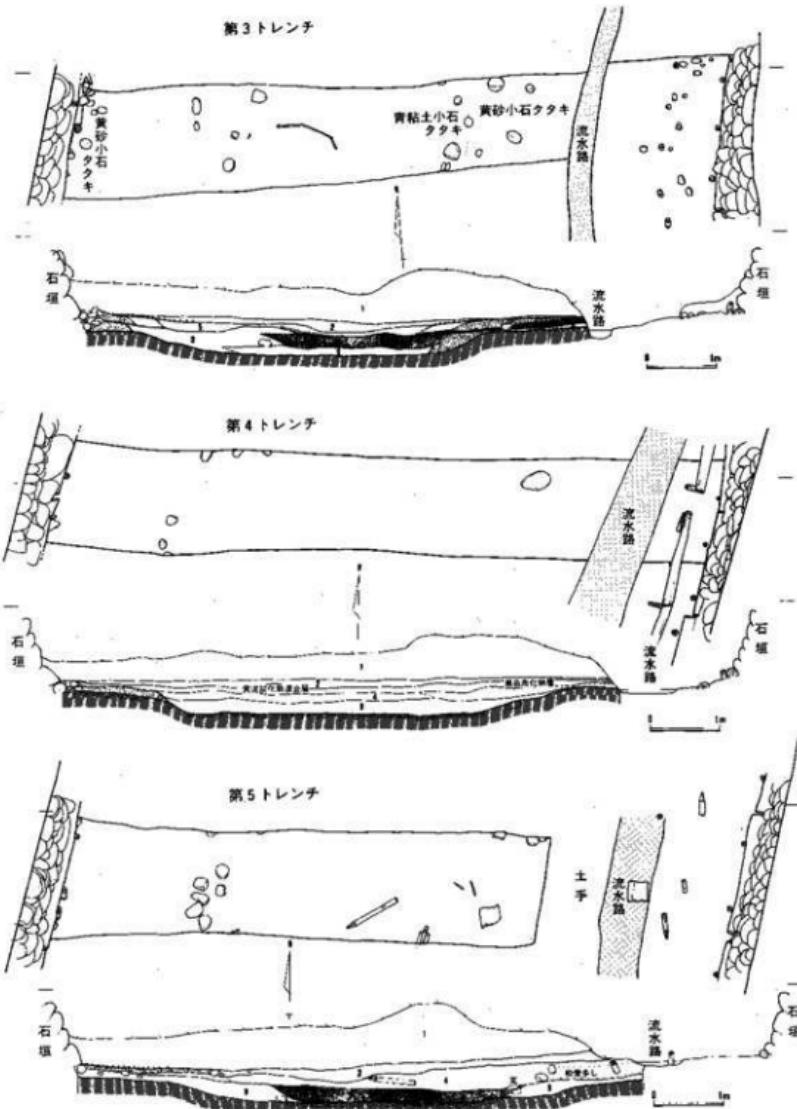


Fig. 4 第3トレンチ・第4トレンチ・第5トレンチ平面および断面図

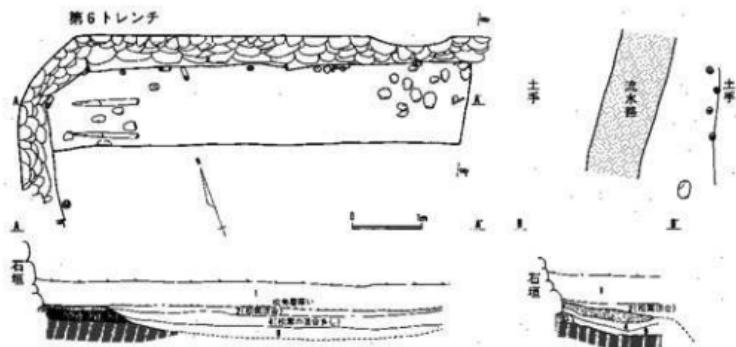


Fig. 5 第6トレンチ平面および断面図

堀の幅は約10mで石垣を積んだ高さが約1m犬ばしりの面から堀中央部の最深部で深さ約50cmを観察した。

(2) 石垣は一度積み直されている

石垣の清掃が進むうちに、根太が二本並ぶ現象がみられ、打ち込まれた杭も間隔が必ずしも一定の幅をもたず、中にはずれて横倒しになったものも見られた。また、根太の中に樹皮のかぶった松材は接手に細工もなく並んでいるが、その根太の下にもぐっていたり、石垣をはずれて平行に並ぶ、見古く見えるもう一本の根太には、接手に相欠（あいかけ）の細工が施され埋木もそのままに残っていた。

現存する石垣を支える根太は、樹皮をかぶった松の丸太であるが、それを固定するために打たれた杭が、相欠を施された古い根太にたまたま打ち込まれた第3トレンチの所見から判断するに修復の時期は相当の年月を経ているものと思われる。

文献も乏しく、その時期を判断するのには困難を極めるが、摂要寺に伝えられる「三社縁起」によると、

天正6年（1578）城普請始り…………（初代城主 康高）

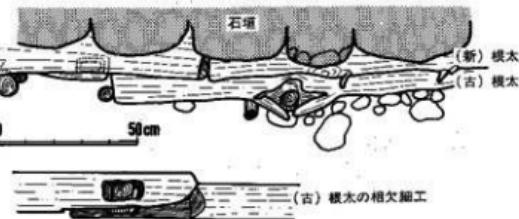


Fig. 6 石垣と根太

天正8年（1580）大形出来、城取は両頭と云う構えの出なり。

天正16年（1588）（2代城主 忠政）

「此御代に天守を建つ、城の表向敵（たたき）」

天正18年（1590）土居の上小築にて細も水なき搔上げ堀なり…………」

とあるので、最初の石垣はこの時代の構築と考えたいが、「搔上げ堀」と記されている点に尚疑問を残すものである。

更に時代が進んで

正保元年（1644）城の惣堀を石垣屏を築かる。西大谷川原を上がり下へ深く掘割る。……

（11代城主 井上河内守正利）

とあるが、この年を修復の時期と考えると天正10年からみて60年間を経ているので、古い根太に新しい杭が打ち込まれている事実を唯一の証拠として、石垣を積み直した時期であると判断することも許されるであろう。

ここに「石垣屏を築かる」とあるのを最初の石垣構築年代と考えた場合には、

寛文4年（1664）御城内二の丸普請始まる、新規に建つ。

（12代城主 本多越前守利長）

という記録しか見当らないので石垣修復を積極的に要付ける根拠が失われる。

また、一方視点を変えて正保元年（1644）の「石垣屏」を最初と考える場合に、雑新までの200年間砂上に構築された石垣がそのまま維持できたと考えるのも、かなりの疑問を残す。そういう見方をする場合に考えられる修復の時期は、宝永山の噴火に伴う地震（1707）を一つの根拠とすることができる。

その場合には、正保元年の石垣屏を第一期としてとらえ、13代城主西尾忠成の修復となれば、約50年間のひらきがみられ現実性を帯びてくる。

更に、堀の中から出土する瓦をみると、「立ち窓」と「櫛松」のあぶみ瓦に象徴される2時期をみることができるので資料の面から積極的な裏付けになるものと思われる。

（3）堀（しがらみ）

西堀は、大手筋から不開門まで130mほどの南北に長い水濠である。そのほぼ中央部で屈折する部分があり、そこに堀を上下に二分する形で堀を組んだ中土居が設けられていた。

古地図をみると、入江が城の大手筋を洗うような最親を示しているし、また、宝永の地震で一帯が陥没するまでは繁栄した港町でもあったとも云われているところから、城の西方に連なる横砂、石津は中州ないし砂嘴として陸化した土地と考えられる。その一連の立地条件を利用して築城され海水を導入した水濠が、土地の隆起によって貯水能力に一大変化を来たしたと想像することは許されるであろう。

そこで、堀の北半部の水位を保つために中土井を設けたものと判断すれば、その時期は13代城主西尾忠成の時代（宝永・正徳年間1710～）と考えて、石垣修復時期の考察、後者の判断を一致させることができる。

柵の材料は、木材と竹によるもので、中七居はいわゆる粗朧柵工を施されたものと判断される。木材の一部にはぞ組みの加工がみられるあるいは閑門など特殊な施設があるかとも思われたが、掘り上げて組み直してみると板辦の箇所に酷似していて、いわゆる梯土台の代用として用いられたものと判断される。

6. 調査員並びに調査協力者名 (敬称略)

調査員	栗田 有城	学生(中)	鈴木 健司
"	岡本 春一	"	匂坂 弘
調査補助員	山口 三夫	"	戸塚 文敏
"	泉 敬常	"	土尾 英雄
調査協力者	横山 菊男	"	岩瀬 正
"	桑原 繁敏		
"	太田 博明		
"	桑原 武		
学生(高)	福井 久和	学生(中)	鈴木 健司
"	栗田 真澄	"	匂坂 弘
"	松林 洋	"	戸塚 文敏
"	杉山 雅弘	"	土尾 英雄
"	水野 和明	"	岩瀬 正
"	村松 錠		
"	戸塚 典之		
"	長子 恵子		
"	戸塚 真子		
"	立石 正彦		
"	山下 克人		
作業員	瞬 柴田 組		
協力者	鳥田土地改良事務所		
"	大須賀町西部土地改良区		
調査主体者	大須賀町教育委員会		
	岡本七郎、別所一次、藤田澄子、大久保忠彦、鈴木健太郎 松本すが子		

付載 4 横須賀城払下げ入札記録……「明治五年御用留帳」より抜粋

大須賀町教委藏

御書附

横須賀元城附武器之内雜具足弓鎗古胴亂
其外銃物類入札之上御拂下ヶ相成候条得主意
届之もの今十八日午後二時迄元城内天守迄罷出
品物見届ケ入札可致候小前末々迄不洩様ニ可被相
觸候也

横須賀出張濱松縣出納課 長谷川時彦・山口信義

明治六年一月十八日

横須賀元城郭内建物門並石垣立木共
部而入札之上御拂下ヶ相成候条得其竟届之
毛の今十八日第二時迄同所迄罷出入札可致候小前
末々迄洩様可被相觸候也

横須賀出張濱松縣出納課 長谷川時彦・山口信義

明治六年一月十八日

戸長 副長 中

別紙之通御拂物明細書相回候間入札共江不洩
様回達可致候也

出納課 長谷川時彦・山口信義

明治六年一月十八日

記

一、銃古砲	拾八挺
此目方貳百三拾七貫四百目	
一、唐銅大砲	二十九門
此日方五百七拾八貫三百目	
一、鎗	三十壱本
一、和小鎗	貳百九十貳挺
一、ケール砲	五十挺
但 合付ケン共	
一、弓	拾七挺
但 征矢八百本添	
一、古革胴亂	三百

一、長持	
一、矢箱	壱
但し矢竹人	
一、鎗柄	四拾貳本
一、鉄古弾	
但し目方七貫目	壱箱
但し六貫六百目	壱箱
一、小銃草擬	貳ツ
一、矢箱	壱荷
一、陣鍔	壱
日方拾貫貳百目	

一、火薬 五拾弐貫日
 右の通毫品限り入札之事
 一月十八日
 記 立木之部
 一、二階門より中仕切門迄 土居松立木
 一、中仕切門より西大手門迄 同断
 一、西大手門より不明門迄 同断
 一、孟宗竹藪構内 立木竹共
 一、本丸門・天守臺・米藏 回り立木
 石垣の部
 一、大手門より太鼓櫓下通り 石垣惣体
 一、本丸門左右 石垣
 一、同内天守臺回り 石垣
 一、西大手門より二の丸玄関迄 石垣惣体
 建物之部
 一、七番 大手門
 一、貳番 太鼓櫓
 一、三番 二階門
 一、四番 天守門
 一、五番 本丸門
 一、六番 天守臺上之門
 一、七番 天守
 一、八番 米藏
 一、九番 同
 一、拾番 同
 一、拾壹番 同

一、十二番 米藏見張門
 一、十三番 同入口門
 一、十四番 中仕切門
 一、十五番 裏門
 但し是者左右長屋ヲ除キ切取跡ハ中方
 見込入札之事
 一、十七番 朱印藏
 一、十八番 武器藏
 一、十九番 西大手門
 一、二十番 不明門
 二丸建物
 一、い印 玄闇書院向
 一、ろ印 奥座敷向
 一、は印 部屋向
 一、に印 長局共
 一、ほ印 元臺所向
 一、へ印 孟宗竹藪門
 一、と印 天守臺より米藏之間門
 一、ち印 大手門・米藏・忘棟
 一、り印 同東ノ方宅棟
 一、二丸内
 一、疊
 一、障子襖共
 右落札相連次第代金上納之上引取之儀者其節
 日限相連候事
 西一月十八日

御書付

元城内ニの丸建物附疊障子襖共入札之上御拂下相成候条得其竟届之もの今十九日第十二時迄同所江邊山其場ニ而速ニ入札い多し候様可相觸候也

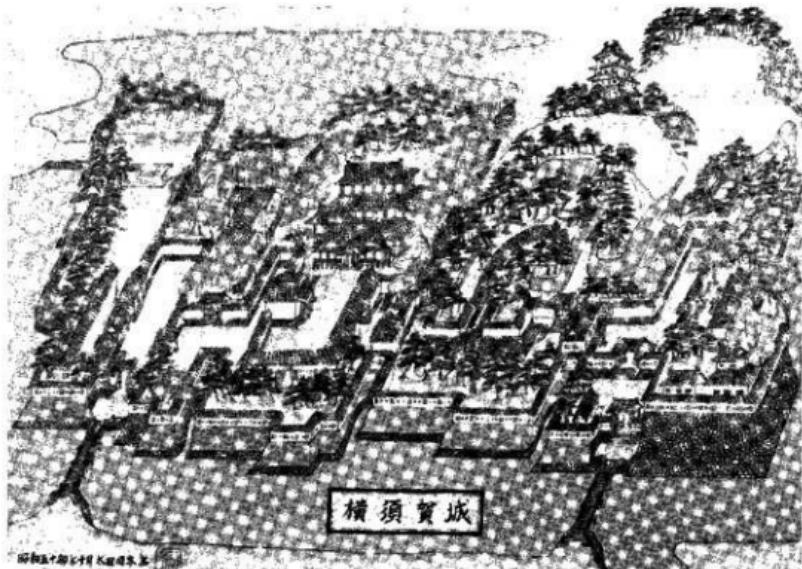
一月十九日 出納課 長谷川時彦・山口信義
 記

番外 一、西大手門外石垣 惣体 番外 一、石津門 一、二丸玄関左右土塙
 右之分も入札之上御拂下ケ相成候条届之もの有之候ハ入札可致旨追達可致候尤入札日限之儀者惣体休來ル廿二日中迄ニ□□戸籍調査可□出旨可相連候也

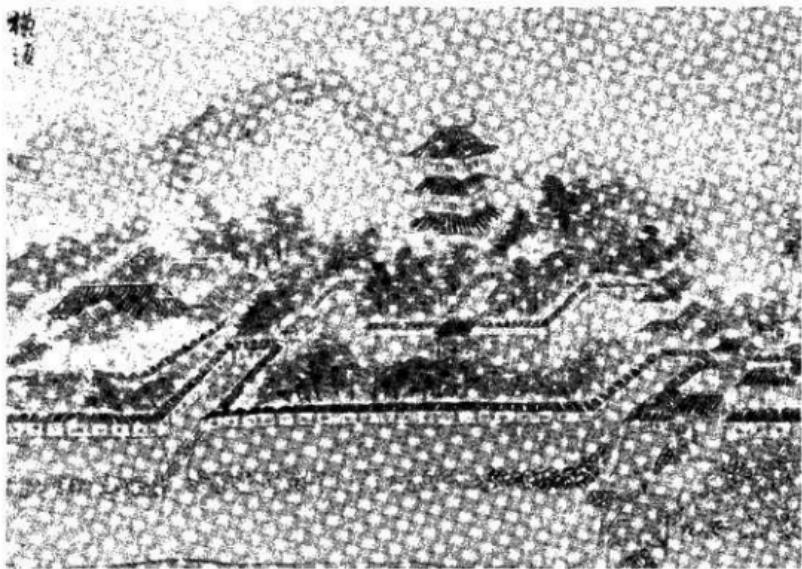
明治六年一月十九日 出納課 長谷川時彦・山口信義

図 版

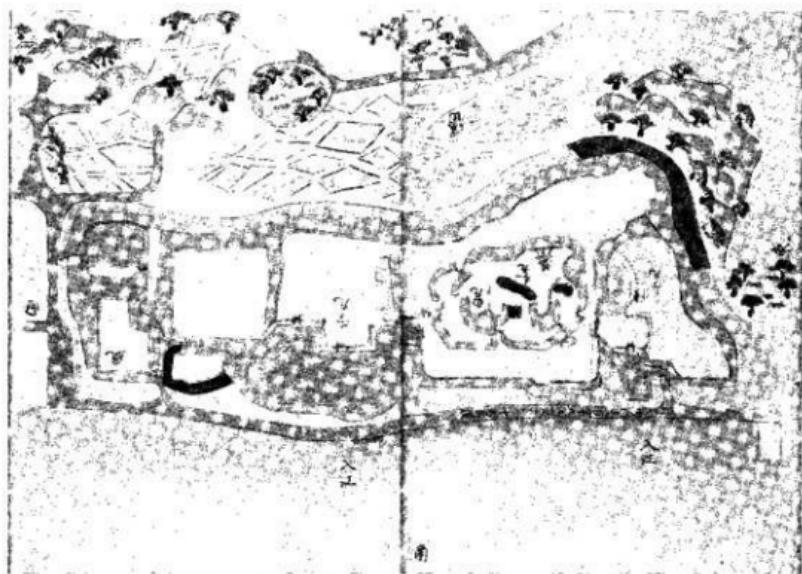




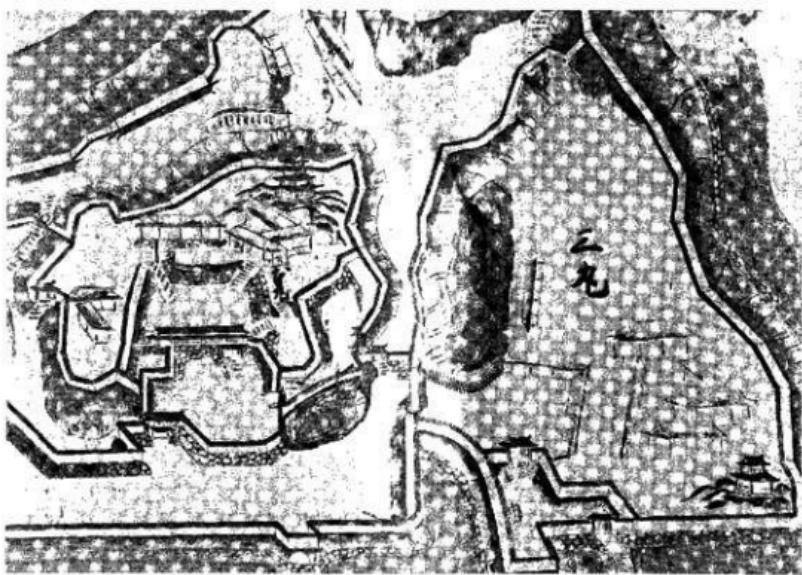
1. 横須賀城古図（森山一信筆）



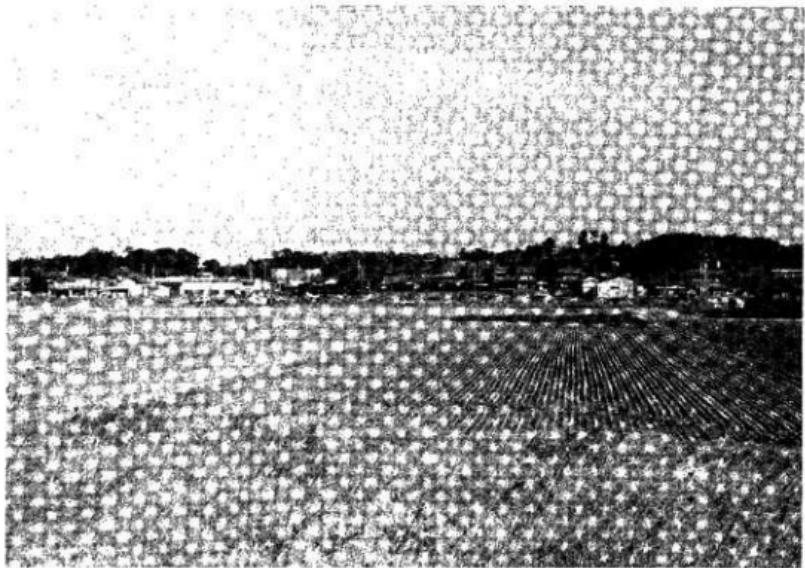
2. 横須賀城古図（金田一信筆）



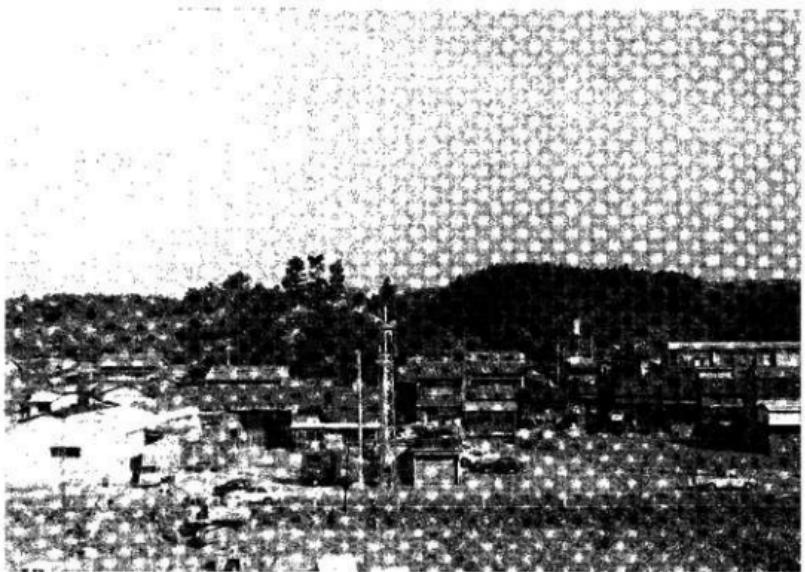
1. 横須賀城古図（主圖合結記卷二）名古屋市蓬左文庫蔵



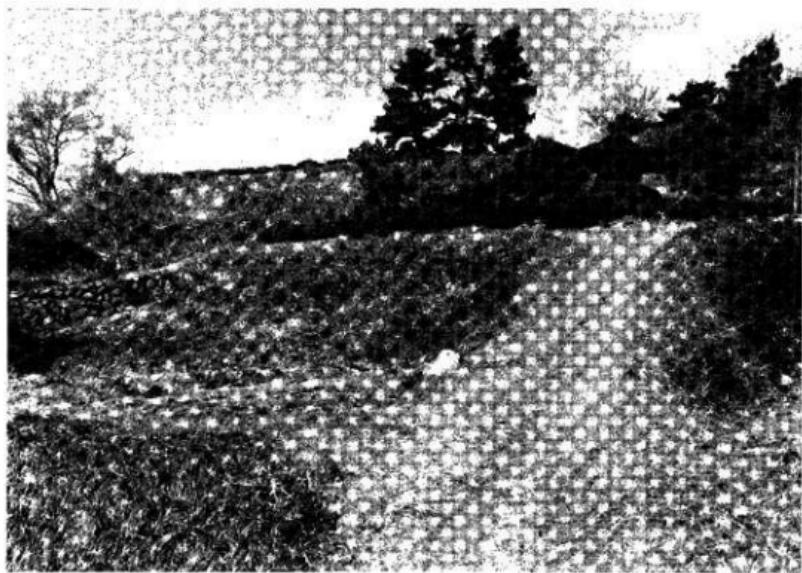
2. 横須賀城古図（本丸・三の丸部分拡大）国立国会図書館蔵



1. 横須賀城跡遠景（南側より）



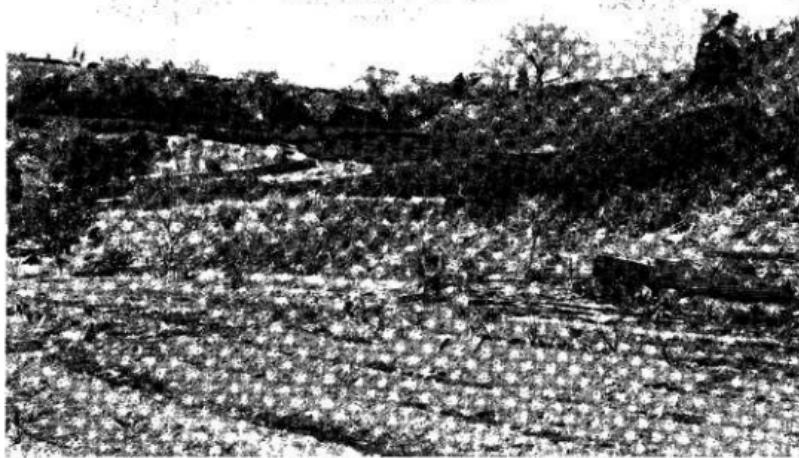
2. 横須賀城跡遠景



1. 本丸跡の台地



2. 天守台をのぞむ



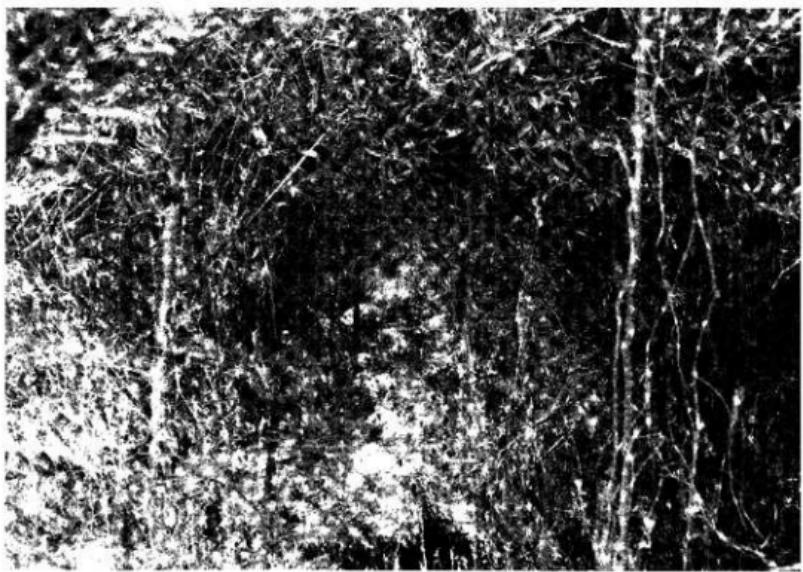
1. 西の丸跡の台地



2. 西の丸跡の台地



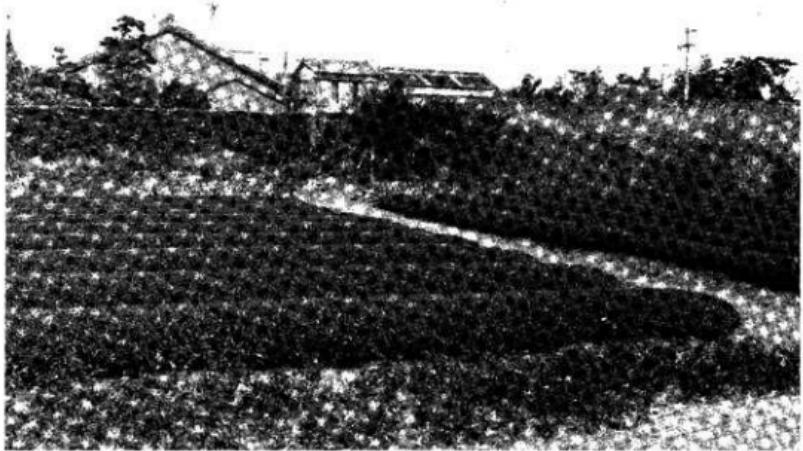
1. 三の丸現況



2. から地



1. 二の丸跡現況



2. 西大手門跡



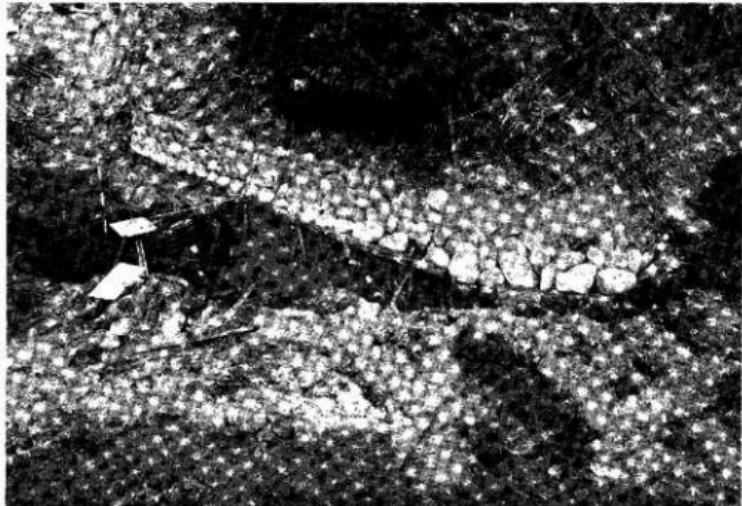
1. 普門寺の入口に移築された大手門 (昭和19年東南海地震で倒壊)



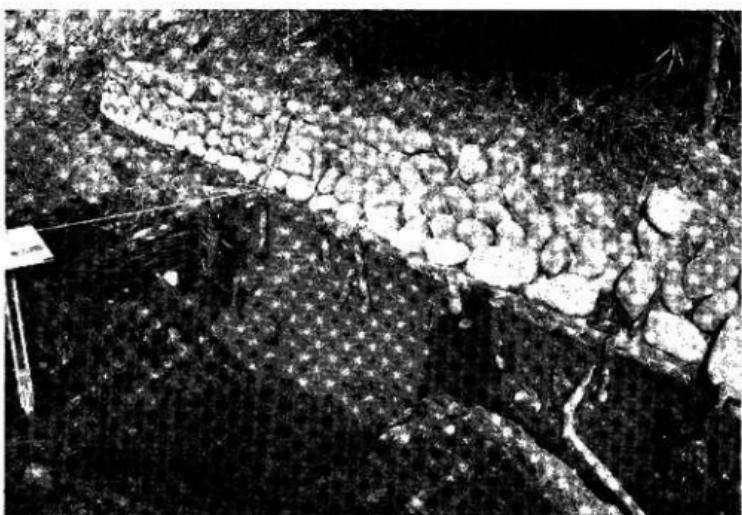
2. 摂要寺に移築された不開門

〈昭和49年度調査〉

図版
10



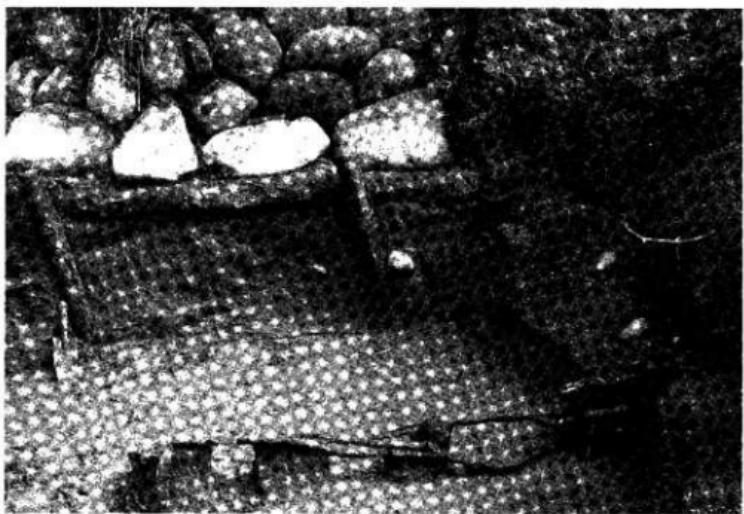
1. 調査地全景



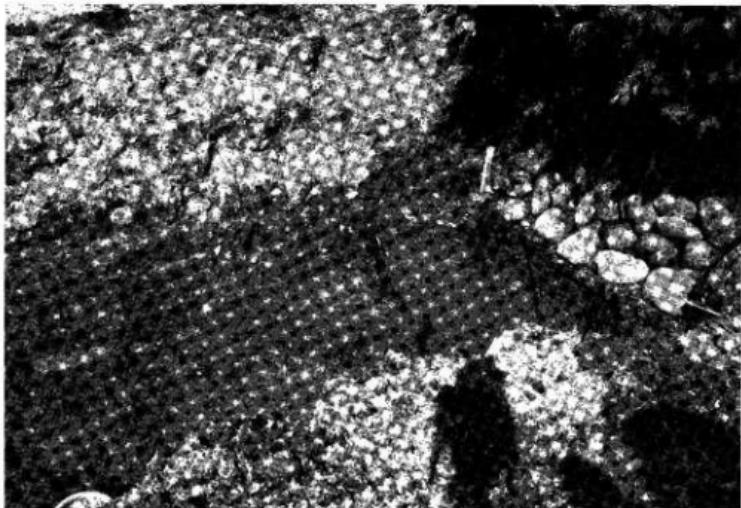
2. 調査地の石垣と発掘された桿太・そだ垣



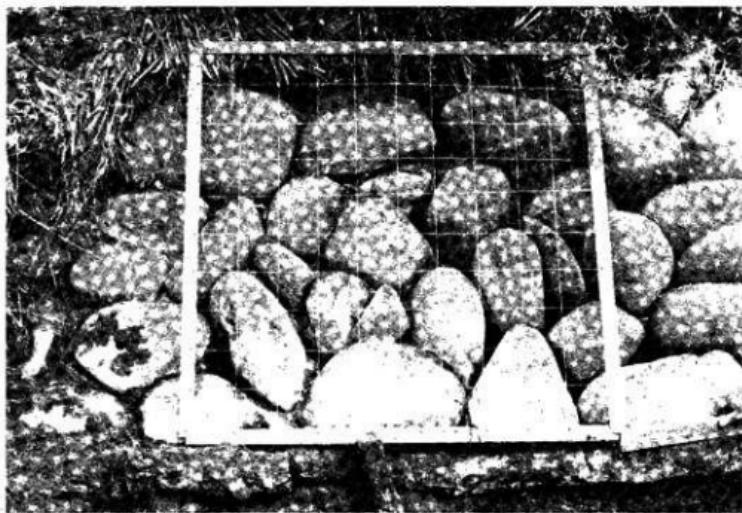
1. そだ垣施設



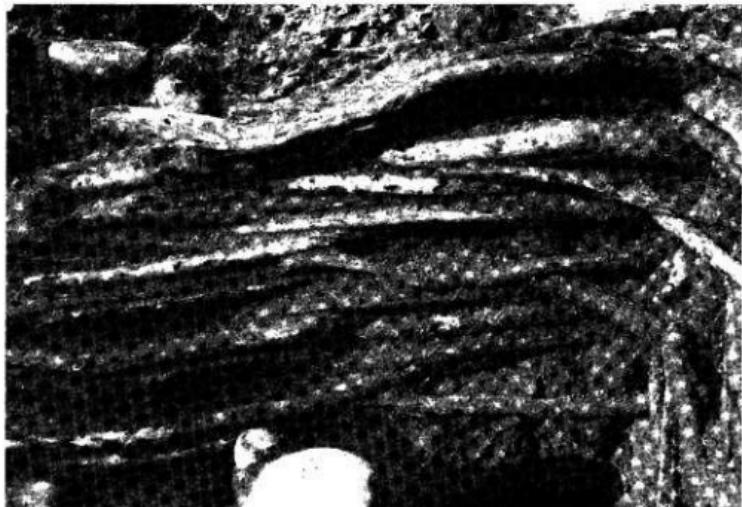
2. 石垣の下の根木と手前のそだ垣



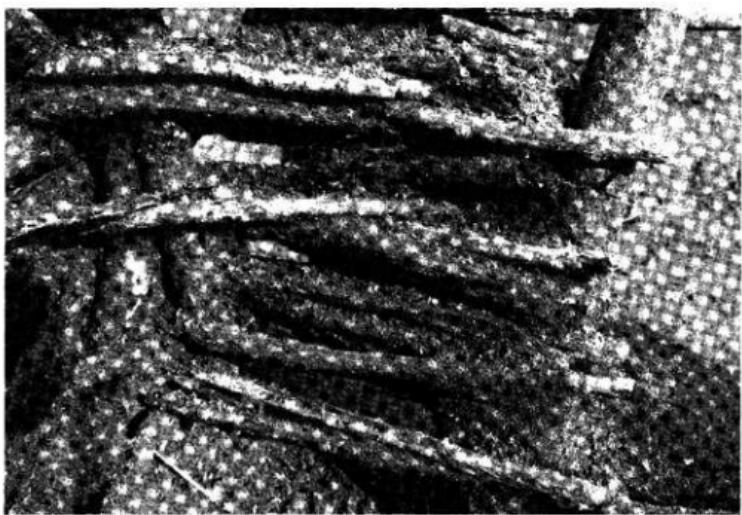
1. 幅2mのトレンチ



2. 石垣の一部



1. そだ垣施設（たてにのびるもの）



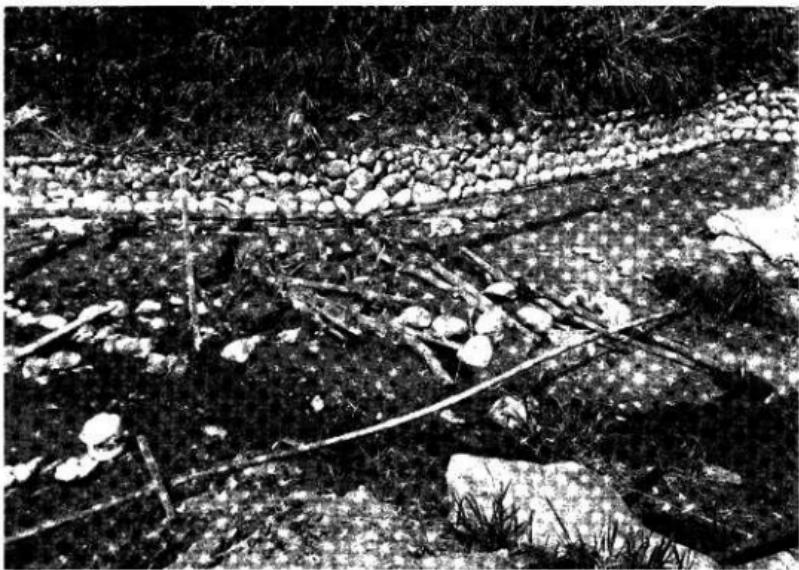
2. そだ垣施設（石垣に添う横のもの）

〈昭和51年度調査〉



1. 調査区全景

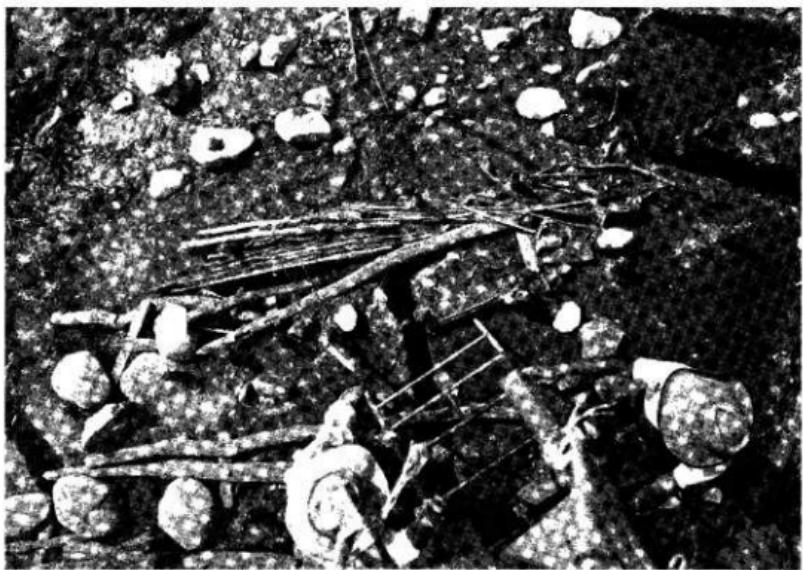
図版
14



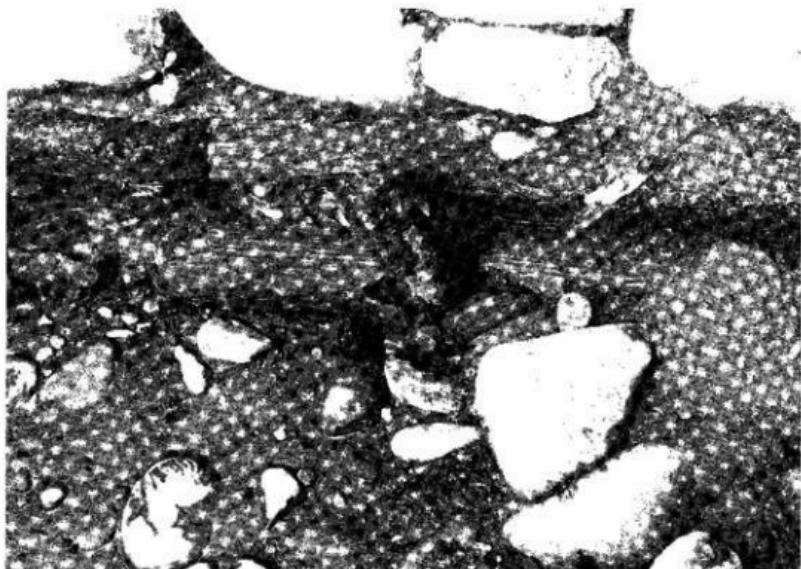
2. 堤の屈曲部と檻（しがらみ）



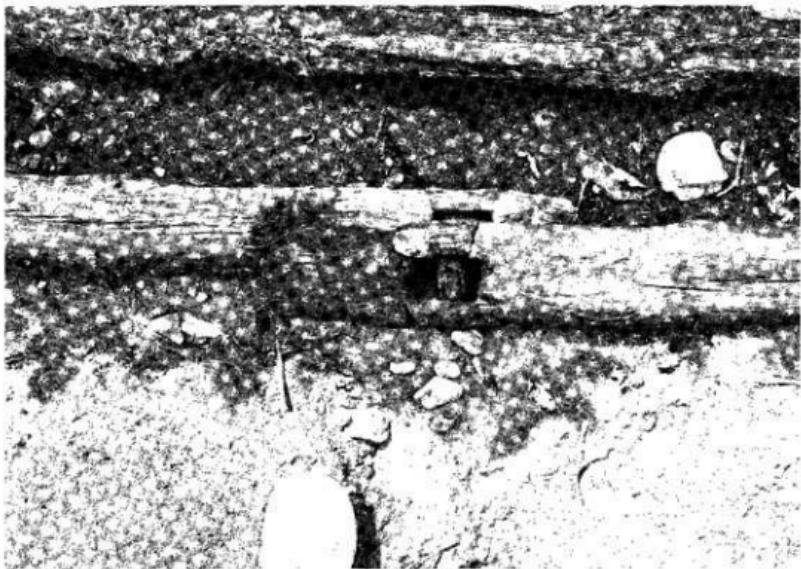
1. 棚（しがらみ）



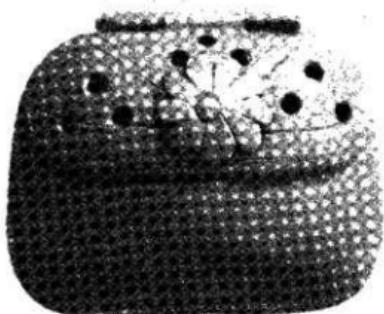
2. 棚（しがらみ）一部分一



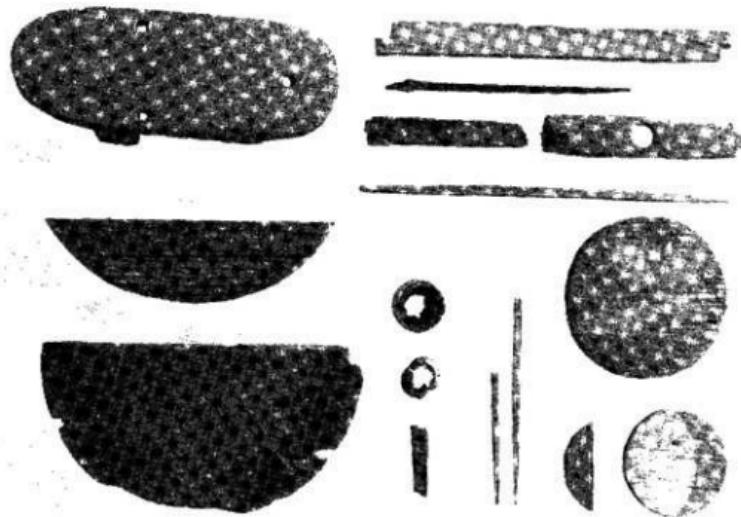
1. 古い根太に打ち込まれた杭



2. 古い根太の按手



1. 矢立



2. 木・竹製品

一、明治五年御用留帳



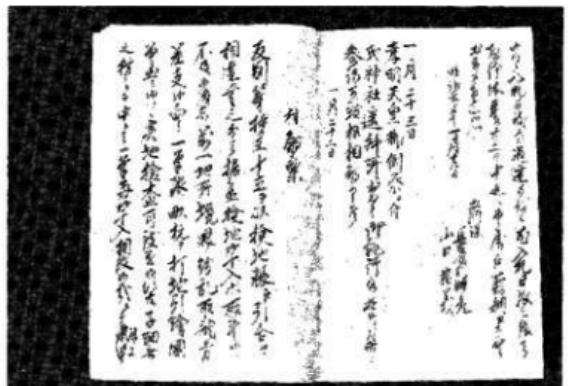
二、横須賀城払下げ入札記録〔〕



三、横須賀城払下げ入札記録〔〕







史跡横須賀城跡

保存管理計画策定報告書

昭和59年3月31日

編集
発行

大須賀町教育委員会

印刷所

株式会社 三創

静岡市葵区3丁目5番30号

電話 (0542) 82-4031

